

官報

号外 平成九年五月六日

○第四百四十回 衆議院會議録 第三十一号

平成九年五月六日(火曜日)

議事日程 第十七号

平成九年五月六日

午後一時開議

第一 郵便法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

第二 環境影響評価法案(内閣提出)

第三 放送大学学園法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

議員請暇の件

日程第一 郵便法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

日程第二 環境影響評価法案(内閣提出)

日程第三 放送大学学園法の一部を改正する法律案(内閣提出)

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等のための労働関係法律の整備に関する法律案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

午後一時三十分開議

○議長(伊藤宗一郎君) これより会議を開きます。

議員請暇の件

○議長(伊藤宗一郎君) 議員請暇の件につきお諮りいたします。

村田敬次郎君から、五月七日から十七日まで十一日間、柿澤弘治君から、五月八日から十五日まで八日間、請暇の申し出があります。これを許可するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。よって、いずれも許可することに決まりました。

日程第一 郵便法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○議長(伊藤宗一郎君) 日程第一、郵便法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。通信委員長木村義雄君。

郵便法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔木村義雄君登壇〕

○木村義雄君 ただいま議題となりました郵便法

の一部を改正する法律案につきまして、通信委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、郵便事業の現状等にかんがみ、第三種郵便物の認可条件を緩和するとともに、利用者に対するサービスの向上等を図るため、第一種郵便物及び第二種郵便物の料金の特例措置を拡大し、及び料金受取人払い制度を改善しようとするものであります。

本案は、三月十九日参議院より送付され、同月二十五日本委員会に付託されました。

委員会におきましては、去る四月二十四日堀之内郵政大臣から提案理由の説明を聴取し、同日質疑を行い、採決の結果、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(伊藤宗一郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第二 環境影響評価法案(内閣提出)

○議長(伊藤宗一郎君) 日程第二、環境影響評価法案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。環境委員長佐藤謙一郎君。

環境影響評価法案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔佐藤謙一郎君登壇〕

○佐藤謙一郎君 ただいま議題となりました環境

影響評価法案につきまして、環境委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に資するため、規模が大きく、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業に關し、その実施が環境に及ぼす影響について調査、予測及び評価等を行う環境影響評価を事業者が行うとともに、その方法及び結果について地方公共団体の長、事業の実施に係る免許等を行う者、その他の環境の保全の見地からの意見を有する者がその意見を述べるための手続等を定め、その手続等によって行われた環境影響評価の結果を事業の内容に關する決定に反映させるための措置を講ずることにより、その事業に係る環境の保全について適正な配慮がなされることを確保しようとするものであります。

本案は、去る三月二十八日本院に提出され、四月十日本院會議において趣旨説明及び質疑が行われた後、同日本委員会に付託されました。

本委員会におきましては、翌十一日石井環境庁長官から提案理由の説明を聴取し、同日質疑に入り、二十一日には審査の一環として京都府に委員を派遣し、現地においていわゆる地方公聴会を開催し、意見陳述者から貴重な意見を聴取するとともに、二十二日には橋本内閣総理大臣の出席を求めて質疑を行うなど、慎重かつ熱心な審査を行ってまいりました。

この審査の過程におきましては、特に、環境庁の役割の重要性及び環境庁長官意見の形成に当たって学識経験者及び審議会等を活用する必要性、地方公共団体の環境影響評価制度と本法制度との関係のあり方、環境保全対策のための複数案に關する規定のあり方、事業実施後の事後調査及び環境保全措置の実効性の確保並びにモニタリングの必要性、発電所の環境影響評価を本法において統一に行う必要性、いわゆる計画アセスメントあるいは戦略的環境アセスメントの早期導入の必要性、本制度見直しの検討時期のあり方、環境影響評価の適正な運用の前提となる関係情報の公

平成九年五月六日 衆議院會議録第三十一号

放送大学学園法の一部を改正する法律案 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等のための労働省関係法律の整備に関する法律案についての岡野労働大臣の趣旨説明

〔二田孝治君登壇〕

○二田孝治君 たいだいま議題となりました放送大学学園法の一部を改正する法律案につきまして、文教委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法案は、生涯学習の機会に対する広範な国民の要請にこたえ、放送大学学園が、新たに通信衛星による放送を利用して全国に視聴の機会を提供できるようにするため、通信衛星による放送を行う者に放送大学の放送番組を委託して放送させることができるようにしようとするもので、その主な内容は、

第一に、放送大学学園が、放送法に規定する委託放送業務を行うことができることとする、第二に、放送大学学園が委託放送業務を行うに当たっての放送法の関係規定を整備すること、第三に、放送大学学園法の規定に違反した行為に対する罰金及び過料を引き上げることなどであります。

○議長(伊藤宗一郎君) 採決いたします。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第三 放送大学学園法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(伊藤宗一郎君) 日程第三、放送大学学園法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長報告を求めます。文教委員長二田孝治君。

放送大学学園法の一部を改正する法律案及び同報告書
〔本号末尾に掲載〕

本法案は、生涯学習の機会に対する広範な国民の要請にこたえ、放送大学学園が、新たに通信衛星による放送を利用して全国に視聴の機会を提供できるようにするため、通信衛星による放送を行う者に放送大学の放送番組を委託して放送させることができるようにしようとするもので、その主な内容は、

第一に、放送大学学園が、放送法に規定する委託放送業務を行うことができることとする、第二に、放送大学学園が委託放送業務を行うに当たっての放送法の関係規定を整備すること、第三に、放送大学学園法の規定に違反した行為に対する罰金及び過料を引き上げることなどであります。

○議長(伊藤宗一郎君) 採決いたします。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

〔岡野労働大臣登壇〕

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等のための労働省関係法律の整備に関する法律案(内閣提出)の趣旨説明
○議長(伊藤宗一郎君) この際、内閣提出、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等のための労働省関係法律の整備に関する法律案について、趣旨の説明を求めます。労働大臣岡野裕君。

〔岡野大臣岡野裕君登壇〕

○岡野大臣(岡野裕君) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等のための労働省関係法律の整備に関する法律案について、その趣旨を説明申し上げます。

男女雇用機会均等法が施行されて十年が経過いたしました。この間、女性の雇用者数の大幅な増加、勤続年数の伸び、職域の拡大が見られ、女性の就業に関する国民一般の意識や企業の取り組みも大きく変化いたしました。

また、週四十時間労働制の実施などにより、年間労働時間等が減少しており、育児休業制度や介護休業制度の法制化に代表される職業生活と家庭生活の両立を可能にするための条件整備も進められております。

しかしながら、女子学生の就職問題に見られますように、雇用の分野において女性が男性と均等に取扱いを受けていない事例が依然として見受けられ、近年、企業における女性の雇用管理の改善は足踏み状態にあります。

働く女性が性により差別されることなく、その能力を十分に発揮できる雇用環境を整備するとともに、働きながら安心して子供を産むことのできる環境をつくることは、働く女性のためだけでなく、少子・高齢化の一層の進展の中で、今後、引き続き我が国経済社会の活力を維持していくためにも、極めて重要な課題であります。

な機会及び待遇の確保のあり方について御審議をいただいてまいりましたが、昨年十二月、御審議会から全会一致の建議をいただきましたので、この建議に沿って法律案を作成し、関係審議会に諮りした上、ここに提出申し上げる次第であります。

次に、この法律案の内容につきまして、その概要を説明申し上げます。

第一に、募集・採用、配置及び昇進について、事業主が女性労働者に対して差別することを禁止するとともに、実効性を一層確保するため、公表制度の創設、調停制度の改善等を行うこととしたしております。

あわせて、女性労働者の能力発揮の促進に積極的かつ自主的に取り組む事業主に対して、国が援助を行うこととするともに、事業主は、職場におけるセクシュアルハラスメントを防止するため雇用管理上必要な配慮をしなければならないこととしております。

第二に、女性労働者に係る時間外・休日労働及び深夜業の規制について、女性の職域の拡大を図り均等な取扱いを一層進める観点から、解消することとしたしております。

第三に、母性保護に関する措置の充実を図ることとし、妊娠中及び出産後の女性労働者の健康管理に関する措置を事業主に義務づけることと、多胎妊娠の場合の産前休業期間を延長することとしております。

第四に、育児や家族の介護の問題を抱えた一定の範囲の労働者が請求した場合においては、事業主は深夜業をさせてはならないこととする制度を新たに設けることとしたしております。

第五に、都道府県婦人少年室の名称を都道府県女性少年室に変更することとしております。

なお、この法律は平成十一年四月一日から施行することとしておりますが、母性保護に関する部分については平成十年四月一日から、都道府県女性少年室への名称変更に関する部分については公

布の日から六月以内の政令で定める日から施行することとしております。

以上が、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等のための労働省関係法律の整備に関する法律案の趣旨であります。

るかについてであります。

既に御承知のとおり、我が国経済の成長に伴う労働力不足と、女性の社会参加への意識の高まり等を背景にして、女性の就労が急速に増加してまいりました。しかしながら、勤労女性は男性より低い労働条件のもとで補助的な労働につく例も多く、労働能力にふさわしい待遇が行われず、公然とあるいは隠然と差別が行われてきた現実があります。バブル経済が破綻した後の厳しい雇用情勢の中で、新卒女性の雇用がとりわけ厳しかったのもその一つのあらわれであります。

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等のための労働省関係法律の整備に関する法律案(内閣提出)の趣旨説明に對する質疑

○議長(伊藤宗一郎君) ただいまの趣旨の説明に對して質疑の通告があります。順次これを許します。塩田晋君。

(塩田晋君登壇)

○塩田晋君 私は、ただいま議題となりましたいわゆる男女雇用機会均等法関係整備法案に対し、新進党を代表して、質問をいたします。

まず最初に、このたび、男女雇用の平等を目指して、雇用機会均等法をさらに前進させる内容の本改正案が提出されましたことを率直に評価いたします。

思い起こせば、昭和六十年、私も社会労働委員会の一員として現行の男女雇用機会均等法の制定に参加してから既に十年が経過しておりますが、その間に、働く女性の方々の努力と関係者の認識の深まりの中で、男女雇用機会均等の実績は着実に積み重ねられており、必要な環境の整備も行われました。制定当時は不満や批判がかなりあった現行法もまた一定の重要な役割を果たしてきたものと評価いたします。

今回の改正案につきましても、なお一歩、二歩前進を望みたいのですが、以下、改正案の内容について、六点到り質問いたします。

第一は、女性の社会進出について橋本総理大臣はどのように考え、どのように取り組んでおられるかについてであります。

るかについてであります。

既に御承知のとおり、我が国経済の成長に伴う労働力不足と、女性の社会参加への意識の高まり等を背景にして、女性の就労が急速に増加してまいりました。しかしながら、勤労女性は男性より低い労働条件のもとで補助的な労働につく例も多く、労働能力にふさわしい待遇が行われず、公然とあるいは隠然と差別が行われてきた現実があります。バブル経済が破綻した後の厳しい雇用情勢の中で、新卒女性の雇用がとりわけ厳しかったのもその一つのあらわれであります。

私は、男女の平等な取り扱いによって女性の職業能力が十分に発揮できるよう、雇用の場を拡大することが最も重要であると考えます。これは倫理的な要請だけでなく、また今後の高齢化社会を考へる場合、日本経済の活力を維持するためにも必要なことであると考えます。

他方で、女性は家庭に帰るべきだとの意見も存在しておりますが、女性の社会進出についての見解を認めるべきであり、女性の能力の活用と雇用における男女平等の確保のために政府としてどのような基本方針で臨まれるか、総理大臣にお伺いいたします。

第二は、男女雇用機会均等法の今後についてであります。

今日、ILO条約、勧告など国際的に見ても、職業生活における女性の地位の一層の向上が求められているだけでなく、性や年齢等を含めて幅広い職業上の平等な取り扱いが要請されております。その実現を図るためには、男女雇用平等法あるいは雇用平等法といった立法が必要と考えられます。今後、そのような検討をされるおつもりがあるかどうか、岡野労働大臣にお伺いいたします。

第三は、職業生活と家庭生活の調和についてであります。

今回提出されました法案では、女性労働者について、「職業生活と家庭生活との調和を図る」という

う現行法の表現を目的の部分から削除しておりますが、これはいかなる理由によるものか、労働大臣にお伺いいたします。

第四は、女性労働者に対する差別の禁止の内容についてであります。

改正法案では、労働者の募集・採用及び配置・昇進のすべてについて男女差別を禁止しております。私は、この点が今回の改正の核心部分であり、思い切った改革を行うものとして高く評価するものであります。

ところで、女性労働者については、常用労働者であっても実質的に同一労働・同一賃金の原則が実施されていない場合が多数見受けられます。さらに、女性が大部分を占めるパート労働については一層その傾向が強いというのが現実の姿であります。さらに、間接差別や妊娠を理由とする差別が行われている例もありません。これらについて、労働基準監督の実施はもとより、同一労働・同一賃金原則の徹底のために、また間接差別等の解消のために、どのような方策をとられるのか。さらに、パート労働法の改正を含め、パート労働者の地位の向上対策をどのように考えておられるか。労働大臣にお伺いいたします。

また、パート雇用と密接に関連する所得課税最低限度額の引き上げ等の減税措置を、技術的な諸問題を克服して講ずべきだと考えますが、三塚大臣の御所見をお伺いいたします。

第五は、男女差別の禁止の実効性の確保についてであります。

改正法案は、女性労働者に対する差別を行った企業を公表することができるとしております。その公表の効果はどうか、なぜさらに強力な制裁措置を採用しなかったのか、また企業が勧告に従わない場合の公表が懲罰的に行われることのないよう客観的な基準を設けるべきではないのか、労働大臣にお伺いいたします。

また、改正法案では、紛争の機会均等調停委員会への申し立てを一方の当事者だけでできるよう

にした点は一歩前進と言えますが、募集・採用についてはなお対象外としたことは問題であると考えますが、いかがでしょうか。

さらに、雇用機会均等問題に限らず、労働保険、不当労働行為など個別的労働紛争の簡易迅速な解決が求められている現状にかんがみ、訴訟制度に前置される幅広い労働調停審査制度の一元化を図るべきではないか。行革推進の観点から、労働大臣にお伺いいたします。

最後は、女性労働者の時間外、休日及び深夜業の規制の徹底についてであります。

改正法案では、労働基準法を改正し、女性労働者に係る時間外、休日及び深夜業の規制が全面的に取り扱われます。同時に、育児や介護の問題を抱えた労働者が請求した場合には深夜業をさせてはならないとしております。これは、女性労働者の就業の場を男性と同等にまで拡大するために必要な改正であります。

しかし、我が国の就業規制は、労基法上いわゆる三六協定を締結すれば原則青天井であり、今や週四十時間労働制が完全実施となり、年間千八百時間の達成を目指して各界が短時間に鋭意努力をしている中、一部にはなおサービス残業が常態化し、時には過労死や過労による自殺等が頻発している現状においては、女性に対する残業、深夜労働規制の徹底は、女性に過重な労働を公然と拡大する結果を招きかねません。

そもそも、男性労働者の過剰労働の現状とか、今後の我が国における少子化現象とか、今日求められている家庭責任の履行を考えれば、より一層生活と健康に配慮した、男女共通の残業等の規制が必要とされます。その実効性を確保するためには、時間外割り増し賃金率の引き上げなども国際的視野で検討される必要があります。

さらに、保育時間の延長や老人介護施設等のサービスの多様化など、家庭責任を負う男女の労働者を支援する社会システムの早急な拡充が必要不可欠であります。

私は、これらの問題が基本的に解決されない限り、女性労働者の残業、深夜業の規制撤廃は見合
わせるべきだとの意見に真摯に耳を傾けつつ、こ
れをクリアするために、時間外割増し賃金率の
アップ及び残業、深夜業に対する男女共通の規制
について労働大臣に、前述の福祉社会システムの
確立については小泉厚生大臣にお尋ねし、両大臣
の明確かつ率直な御答弁をお願いいたします。

本法案の審議を経て、女性の自由かつ積極的な
社会参加と男女平等の実現、そして男女を通じて
家庭責任を果たすことのできる条件が一層整備さ
れることを期待し、私の代表質問を終わります。
(拍手)

〔内閣総理大臣橋本龍太郎君登壇〕
○内閣総理大臣(橋本龍太郎君) 塩田議員にお答
えを申し上げます。

私に対しては、女性の社会進出についての認識
いかんというお尋ねがありました。

二十一世紀に向け、我が国においてますます
個々の女性が多様な働き方を主体的に選択できる
社会の実現が必要であります。個々の女性の人生
の進路は、これは男性の場合でも同じことであり
ますけれども、みずからの意思で決定すべきであ
りまして、その上で雇用の分野における男女の均
等な取り扱いの確保のための対策を積極的に推進
し、働く女性がその能力を十分に発揮できる雇用
環境を整備してまいりたいと考えております。

残余の質問につきましては、関係大臣から御答
弁を申し上げます。(拍手)

〔国務大臣小泉純一郎君登壇〕

○国務大臣(小泉純一郎君) 塩田議員にお答えい
たします。

男女の労働者を支援する仕組みについてのお尋
ねですが、働く両親が仕事と子育てを両立できる
ような環境を整備することや、また要介護者を抱
える家族を支える社会的な仕組み、これを構築し
ていくことは、これからも大変重要なことだと考
えております。だからこそ、今国会において児童

福祉法改正案やあるいは介護保険法案を提出して
御審議をいただいているわけでありまして、この
成立に全力を尽くして取り組んでいきたいと思
いますので、どうかよろしく御支援と御理解をお
願いしたいと思います。(拍手)

〔国務大臣岡野格君登壇〕

○国務大臣(岡野格君) 塩田先生にお答えをいた
します。

まず一つ目は、現在の雇用機会均等法の改正案
から半頭一歩を進めて、男女雇用平等法あるいは
先生おっしゃる雇用平等法、これにしたらいかが
であるか、その検討はどうだ、こういうお話でこ
ざいます。

究極的には、私どもが提案をいたしております
す、女性が男性との間で差別を受けないようにす
るのみならず、男性もこれまで女性との間で差別
を受けないようにする、これが本来の姿かもしれな
ぬ、こう思っております。ただし、雇用機会
均等法施行以来十年、その経過を見てまいります
と、やはり女性に対する差別というものが大きい
というふうな実態に堪がみまして、今回この改
正法案を御審議いただくことに相なった次第であ
ります。

二つ目でありまして、職業生活と家庭生活との
調和について、なぜ現行法の女性労働者について
というのを削除したのであるか、こういうお話が
ございました。

実は、なるほど先生おっしゃいますように、現
行法は、女性労働者について、「職業生活と家庭
生活との調和を」というふうな相なっております
。しかしながら、職業生活と家庭生活の調和
を図ることは、あにひとり女性労働者のみであ
るか。男性もまた、育児休業法等にありますよう
に、職業生活と家庭生活との調和を図らなければ
ならないということがございますので、目的規定
の中から女性労働者を削った、そのような次第
であります。御理解をお願いしたいと存じます。
三つ目であります。

まず第一に、同一労働・同一賃金の原則を徹底
させたいというお話であります。

先生御存じのとおり、労働基準法の第四条にお
きまして、男女同一賃金の原則を明記いたし、こ
れの周知徹底、指導に一生懸命努めているところ
であります。

次に、間接差別あるいは妊娠を理由とする差
別、これの解消はかがに相なっているかという
ことでもあります。

間接差別といひますのは、これまで先生御存じ
のとおり、この概念の内部といひますか、外延と
いひますか、なかなかこれといって決め手がござ
いません。したがって、やはり共通のコンセン
サスを得るのが一番必要ではないかというよう
なことで、慎重な議論をお願い申そうという現時
点の考えであります。なお、妊娠を理由とする
解雇、退職等は、これは現行法によっても禁止を
されております。なお徹底をしてみたい、こ
う思っております。

次は、パート労働法の改正はどうなっている
か、パート労働者一般の地位向上については労働
省は何をやっているかというお話であります。

パート労働法ができました。平成五年以来三年
の経験をしたしました。これは、三年たちました
ら見直しという定めに相なっております。したが
いまして、今その経過を振り返っている作業の最
中でございます。それから、パート労働者の地位
向上につきましては、労働条件を明示するという
ようなことを初めとして、その労働条件の向上に
労働省をいたしまして一生懸命相努めていると
いう実態でございます。

次に、差別禁止の実効性の確保についてであり
ますが、この公表の効果はどうだ、公表なんぞよ
りは制裁規定というものを設けたらどうだ、これ
が先生のたゞいまのお話でありました。

なるほど、制裁規定という考え方を主張なさる
先生もおいでございました。しかしながら、や

はり罰金ということに相なるだろう。そうする
と、幾ばくかの罰金を払えば後はそれで済んでし
まうというふうなことになるのはむしろいかぬの
ではないか。やはり企業の社会的信用、矜持とい
うようなものに訴えた方が効果があるという一応
の判断のもとに公表制度というものを採用し、こ
れの実効を期してまいりたい、こう思っている次
第であります。

なお、公表が恣意的に行われてはならないとい
う御注意であります。当然だと思っております。
私どもも、公平な手続、公平な基準を定めて、立
派な運用を、公表制度に間違いがないように努力
をいたしたい、かように思っている次第でありま
す。

次は、募集・採用について調停対象事項になっ
ておられないのいかげなものであるかというお話であ
りますが、募集・採用といひますと労働契約を締結
する前でありまして、労使関係に相なっております
。というような意味合いで、これは調停になじ
むか否かというふうなことで、今回は対象から除
外をいたしております。

それから、労働保険の問題あるいは不当労働行
為案件、それから今日のこの調停案件、どうだ、
一元化を図ってはいかがなものであるかという御
提案でございます。

私が今考えますところでは、労働保険といひま
しても、例えば労働災害というふうな問題が起こ
りますと、先生御専門で御存じのとおり、極めて
専門的な知識がなければこれは判断が難しゅうござ
います。また、不当労働行為案件といひます
と、いづれかといひば集団的な労働関係に相なり
ます。というふうな意味で、たゞいま御提案を申
し上げておりますところの調停制度といひますも
のも、それぞれそれに適した制度によって運用を
図ってまいらう、これがたゞいまの私の意見でござ
います。

それから、六つ目でありまして、時間外労働、

休日労働、深夜業について、男女共通の規制が必要ではないか、あるいは時間外の割り増し賃金率を検討したいかがなものとのお話でござい
ます。

これまた言うもさらなりであります、時間外労働と申し、あるいは休日労働といいますが、景気の好不況、繁閑によりまして、雇用の調整機能というものをこれらが果たしておりますことは御存じのとおりでありますし、生産技術上の必要性というものもあります。高炉の火は消してはならないとか、あるいは国民の生活上の利便ではありスパーは二十四時間営業がいないというようないろいろの声、あるいは声、こういう声というものを勘案いたしますと、共通規制といいますが、を法的に措置するには今後慎重な検討が必要ではないかというようにも考えまして、割り増し賃金率なども、且下、中央労働基準審議会において御検討をいただいている真、最中であるという次第でありますことをお話しいたしまして、回答とする次第であります。

よろしく御理解を賜りますようお願いを申し上げます。(拍手)
○国務大臣(三塚博君) 塩田議員にお答えを申し上げます。
課税最低額の引き上げについてのお尋ねでございますが、我が国の課税最低額は既に国際的に見ても高い水準に相なっております。所得税制のあり方として、今以上の課税最低額の引き上げを行うことは適当ではないと考えております。
また、パート労働者の税負担の軽減のために課税最低限の引き上げ等を行うことについては、そもそもパートで働く方でありまして、一人で年間百三万円を超えるような収入がありますれば、独立した納税者として相応の負担をしていただくべきものと考えておりますので、よろしく御理解を賜ります。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 松本惟子君。

〔松本惟子君登壇〕

○松本惟子君 私は、民主党を代表して、ただいま議題となりました雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等のための労働関係法律の整備に関する法律案につきまして、内閣総理大臣並びに関係大臣に質問をいたします。
本法案の内容に入る前に、まず、男女平等問題に対する基本的考え方について伺っておきたいと思ひます。

個人の尊重と男女平等を基本的人権として保障した日本国憲法が施行されて、五十周年を迎えました。その節目に当たり、昨年、総理大臣の諮問機関である男女共同参画審議会は、「男女共同参画ビジョン 二十一世紀の新たな価値の創造」と題する答申を行いました。同ビジョンにおいては、男女共同参画社会の定義について「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」とされ、男女平等の概念が積極的にとらえ直されております。

男女共同参画、いわゆるジェンダーイコリティーは、今日、国際的な流れとなつて法律上の平等から事実上の平等の実現を目指したものと云えるでしょう。その意味において、私は、従来の女性施策にない画期的な内容を持つものと評価するものであります。
そこで、男女共同参画本部長でもある総理並びに労働大臣にお尋ねいたします。

男女共同参画ビジョンをどのように受けとめておられるのか。また、私は、男女共同参画は単に機会の均等のみを意味するものではないと考えますが、その点についていかがお考えでしょうか。御見解を伺いたいと思ひます。
次に、本法案の内容につき、焦点となつて

事項について幾つか質問いたします。

その一つは、法律の目的、性格についてであります。

男女雇用機会均等法が施行されて十一年が経過した今日、働く女性は二千万人を超え、その職域も、第二次産業から第三次産業へ、単純、定型的仕事から技術的、専門的職業へと広がりをみせています。しかし、雇用の諸条件における男女の平等といった観点からこうした女性労働者の実態を見たときに、募集・採用から定年、退職、解雇に至る雇用の全ステージにおいて男女差別があり、その状況は均等法制定前と基本的に変わっていません。それは、同法が差別的規制方法や救済の方法について実効性を欠いているところに大きな問題があったと考えます。

本法案では、一部努力義務規定となつていたものを改正して、雇用の全ステージの差別を禁止することとしております。この点については、法制定当時から、公序にかかわる差別禁止を努力義務とするのは憲法秩序の観点から問題があると指摘されてきたところであり、今回一定の改善が図られたことは、当然のこととして評価するところであります。

しかしながら、本法案は、女性に対する差別を禁止するにとどまり、男性に対する差別的取り扱い規制の対象外に置くという片面的な効果しか有していません。欧米諸国と同様に、男女双方に対する差別的取り扱いを禁止する法制、いわゆる性差別禁止法の実現が必要であると考えますが、労働大臣の見解をお伺いしたいと存じます。

第二は、労働基準の男女共通規制についてでございます。
日本人は働き過ぎであるという批判は、二十年ほど前から欧米諸国から出されておりました。こうした批判にこたえるためにも、また、内閣中心の経済構造を実現し、国際的に見て公正な労働条件を実現する観点からも、労働時間短縮は重要な課題であり、官民一体となつてその実現に取り組

んできた経過があります。

しかしながら、他方では、働き過ぎによる健康障害が増加して、過労死が社会問題化するようになっております。豊かな社会、少なくとも豊かになろうとした社会で、過労死が多くなると人々の関心を呼ぶということは尋常な状態とは言えません。政府は、国際公約である年間総労働時間千八百を達成するために、完全週休二日制と年次有給休暇二十日間の完全取得、そして時間外労働を百五十時間以内とするモデルを示しました。しかしながら、十年を経た今日においてもまだ実現するに至っておりません。こうした状況をかんがみると、有効な方法として、直接、時間外・休日労働の上限を法的に規制することが強く求められているのではないのでしょうか。

五十年前、男子の時間外労働を一年につき百五十時間以内に規制する、この今日においてさえ画期的なアイデアも、一度はあり得べき選択肢として浮上したことがありました。戦後、労働基準法の作成を検討いたしました労働法制審議会にそのたたき台として出された当時の厚生省草案がそれでありました。同草案は、法的規制のあり方として考慮すべき内容を持つていたと私は考えます。

労働時間法制については中央労働基準審議会の審議にゆだねられていることを私は十分承知しております。しかし、あえて申し上げるのですが、女子保護規定の撤廃と男女共通規制の実施に空白期間が生じることがないよう、時間外労働並びに深夜業等については、ILO条約の水準に照らし男女共通の法的規制を加えるべきだと考えますが、総理並びに労働大臣の御所見を伺いたいと存じます。

第三は、家族責任を持つ男女労働者の保護についてでございます。
子供の数が減り続けて、四、五十年後には六十歳以上の高齢者が総人口の三割を占めるといふ将来推計が国立社会保障・人口問題研究所から発表されました。これまでの予想を上回る超高齢社

会の到来であります。あらゆる分野で今からさまざまな改革に取り組むべきですが、その一つに、少子化、出生率の低下への対応があります。

積極的な子育て支援策の成功例の代表は、七〇年代後半から育児休業制度や保育所の整備などを進めたスウェーデンだと言われております。我が国においても、女性の社会参加に見合った、男女がともに子育てに当たれるような時間外や夜間の保育システムの充実、配偶者や子供の突発的事故や病気のための休暇である家族看護休暇の法制化等、子育て支援策を充実すべきであると考えます。そこで、この点について政府はどのように対処されるのか、厚生大臣並びに労働大臣にお尋ねをいたします。

また、本法案では、小学校就学前の子を養育する労働者及び家族を介護する労働者が請求することにより、深夜業の免除が認められるものとなっております。これは労働基準法上の女子保護規定撤廃を補うものとして設けられる規定であると考えますが、家庭責任を持つ労働者の時間外・休日労働についての規制がありません。ILO条約や諸外国の水準と比べても、深夜業と同様に免除されてしかるべきかと考えますが、労働大臣の見解を伺いたいと思います。

第四は、ポジティブアクションについてであります。

本来なら、一方の性に対する優遇措置を講ずることは性差別禁止に抵触することとなりますが、一方の性に対するこれまでの事実上の不平等等を是正することを目的としてとられるポジティブアクション、いわゆる暫定的な特別措置については差

別とみなさないとするのが、今日、国際的な常識となっております。その意味で、今回の法改正で、我が国において初めてポジティブアクションに関する規定が盛り込まれたことについて評価するものであります。

しかしながら、事業主の努力義務にさえなっておらず、そのため行政指導さえも行われにくい結果となることに危惧を抱かざるを得ません。制度の実効性を高めるために、せめて事業主の努力義務とすることが必要であると考えますが、労働大臣の見解はいかがでございますでしょうか。

また、総理を本部長とする男女共同参画推進本部がさきに取りまとめた男女共同参画二〇〇年プランにおいて、女性国家公務員の採用、登用等の促進についてポジティブアクションの取り組みが明記をされました。国の積極的な姿勢を示すものとして評価をするところですが、絵にかいたもちに終わることなく、民間のモデルとなるように積極的に取り組むべきであると考えますが、女性問題担当大臣でもある総務庁長官の御意見を伺いたいと思います。

最後に、本法案の行方によつては、今後の男女の働き方や暮らし方を大きく変えるものとなります。したがって、十分な審議を尽くした上で、必要な場合には見直しを含めて検討すべきであると考えますが、いかがでしょうか。

総理並びに労働大臣の御見解を伺って、私の質問を終わります。(拍手)

(内閣総理大臣橋本龍太郎君登壇)
○内閣総理大臣(橋本龍太郎君) 松本議員にお答えを申し上げます。

私には、三点お尋ねがございました。

まず、男女共同参画ビジョンにつきましては、男女共同参画社会の実現のために目指すべき方向、それに至る道筋を示していただいたものと考えております。また、男女共同参画、これは男女が社会の対等な構成員としてあらゆる活動に参画する機会を確保し、もって均等に利益を享受し、ともに責任を担うものであり、女性も男性も性別に縛られることなく、各人の個性に基づいて能力を発揮できる真の男女平等を目指しているものだと考えております。

次に、時間外あるいは休日労働、また深夜業についての法的規制の御提言がありました。

これらは、先ほど労働大臣も答弁を申し上げておりましたように、景気変動に対する雇用調整機能等を有していること、あるいは生産技術上の必要や国民生活の利便などの点で不可欠な面もありまして、法的規制については慎重な検討が必要だと考えております。こうした理由のもと、議員からも御指摘をいただきましたように、現在、関係審議会で検討されておりました、その結果を踏まえて対応してまいりたいと考えております。

次に、本法案の見直しを含めた検討についての御意見がございました。

本法案は、雇用の分野における男女の均等取扱いを確保する観点から提出をさせていただいたものでありまして、御審議の上速やかに御可決いただきたいと思います。

残余の質問につきましては、関係大臣から御答弁を申し上げます。(拍手)
(国務大臣小泉純一郎君登壇)

○国務大臣(小泉純一郎君) 松本議員にお答えいたします。

子育て支援策の拡充についてですが、今国会において児童福祉法改正案を提出して御審議いただいておりますが、この法案の中におきましても、利用者の保育需要に柔軟に対応し得るような保育所制度としたいという内容も含んでおります。また、エンゼルプラン及び緊急保育対策等五カ年事業についても、種々工夫を図りながら着実な推進に努めていきたいと思っております。(拍手)

(国務大臣岡野裕吉君)
○国務大臣(岡野裕吉君) 松本先生の御質問にお答えをいたします。

まず、男女共同参画ビジョン、これの受けとめ方はどうであるかというお話でございます。

これは、総理答弁の趣旨に基づきまして、労働省といたしましては、時短の促進あるいは育児・介護休業法、そして今回のこの男女雇用機会均等法の改正案等々の制度を踏まえまして対処をいたしてまいりたい、こう思っておりますのであります。

次に、性差別禁止法の実現が必要だというお話でございます。

これはなるほど、先ほどお話をいたしました、が、究極的には男女それぞれの差別を禁止するということが案だと思っておりますが、現状、実態にかんがみますと、やはり女性が男性から差別をされているというケースが多々ございますので、まずこの差別というもののからの解消をいたしたい、ということでも提案をさせていただいたわけでありまして。

なお、改正案によりまして、求人等その他女性のみというようなことにつきましては、原則として、これは差別であつて禁止をするということに相なつておりますので、先生のお考えも加味をされて、この御理解をいただければと思つてゐるところであります。

次に、時間外労働等につきまして、男女共通の法的規制を設けるべきだというお話であります。これは、先ほど総理から答弁がありましたとおりであります。

次に、看護休暇制度の法制化はどうかであるかというお話であります。

先生おっしゃいますように、なるほど突発的なお子さんの病気だというような場合看護を必要とする、職場と家庭との生活の両立を図らなければならぬという意味合いで一つの検討課題である、こういうふうな認識をいたしております。労働省といたしましては、目下、平成八年度女子雇用管理基本調査におきまして、家族看護休暇制度等の導入状況について調査をしているところでありまして、よつて、実態の把握をした上で研究に努めてまいらう、こう思つてゐるところであります。

五つ目であります。

家族責任を持つ労働者の時間外あるいは休日、これらの労働についても、今回の改正案にありますように、深夜業と同様、免除をしるという御趣旨であると存じます。

育児休業法では、これらの労働者に対する勤務時間の短縮等の措置が、事業主の義務だとかあるいは努力義務だとかいうようなことで規定をされ

てゐることは、先生御存じのとおりであります。また、休日労働等につきましては、三十八条に基づくとこの協定、これを労使間において締結をしていただき、その範囲の中で休日労働、時間外労働を行うということに相なつておりますので、その協定締結の内容でそれらの点を加味すること

も可能ではないかと思つております。いづれともあれ、我々としては、労働時間の短縮そのもの、時短促進等、一生懸命積極的に努力をしてまいらうと思つておりますので、よろしくお願ひをいたします。

その次、ポジティブアクションにつきまして、先生から評価をされると非常にありがたい言葉を

ちょうだいしました。ありがたうございました。これをひとつ事業主の努力義務としたらどうだというお話であります。先生、ポジティブアクションというポジティブは、義務だからしょうがない、受け身でやるというのではなくて、みずから積極的に自主的にということでは、ポジティブアクションということに相なつておりますので、義務とするのはポジティブアクションと違ふのではないかな、こう思つております。

私もともいたしましては、ポジティブアクションというものの重要性、その手法というものを十分事業主に周知をし、徹底をし、そういった事業主の皆さんに対して、事業主のセミナーを開く、あるいは業種別の勉強会もやる、あるいは表彰制度を導入するというような積極的な援助活動を展開することによりまして、これの強力な推進を図つてまいりたいと思つておりますので、よろしくお願ひをいたします。

次に、七番目であります。

本法案はやはり重要であるので、今後、必要な場合は見直したらどうだというお話がございます。本件につきましては、総理答弁と同様、十分な御審議の上速やかに御決賜らんことをお願いする次第であります。

以上であります。よろしくお願ひをいたします。(拍手)

(国務大臣武蔵野文君登壇)

○国務大臣(武蔵野文君) 松本議員にお答えをいたします。

私に対しては、女性の国家公務員に対しての採用の問題でございます。

国家公務員法で、採用はすべて平等に取り扱わなければならないという原則がございます。いま一つは、成績主義という原則もございます。それらを踏まえながら、せっかく今回男女共同参画二〇〇〇年プランがでさうございまして、女性の国家公務員に対する採用、登用などについても記述がなされておりますので、その趣旨を十分踏まえまして、今御指摘のような給にいたしましたものにならぬように一生懸命努力をさせていただきますと思ひます。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 藤木洋子君。

(議長退席、副議長着席)

(藤木洋子君登壇)

○藤木洋子君 私は、日本共産党を代表して、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等のための労働関係法律の整備に関する法律案の趣旨説明に対する藤木洋子君の質疑。

雇用機会均等法が施行されて十年たちますが、男女賃金格差はかえつて拡大し、雇用の場の至るところで依然、女性差別は続いています。今政府がなすべきことは、この差別の是正ではありませんか。ところが、政府はこれには十分たえようとはせず、女性労働者の時間外・休日労働の規制、深夜労働の禁止を撤廃する労働基準法改悪案と一体で提案してくるとは、一体どういうことですか。

この法案の最大のねらいは、この女子保護規定の撤廃にあります。

顧みれば、女子保護規定は、一九一一年、明治四十四年の工場法に初めて制定されました。時の財界の猛反対で、施行は五年後の一九一六年、大正五年まで延期されましたが、あの女工哀史に見られるような戦前の無権利状態の中でも言わざるを得なかった女性労働者の権利です。それが戦後、生存権、労働権を定める現憲法を受けて女子保護規定が労働基準法に明記されました。これらの規定は、健康でしかも自己の創造性を主体的に展開していくことが可能な生活を保障するため、下回つてはならない、まさに最低の基準として定められたものです。

にもかかわらず、政府は歴史的意義を踏みにじつて、その最低の基準さえ奪つのですか。本改正によつて、女性労働者は法律上、深夜労働を拒否することができなくなるのではありませんか。明確にお答えください。

我が国の正規労働者の年間総労働時間は、サービス残業を加えるならば、約二千五百時間とも言われています。諸外国が法律によつて規制している残業時間も、我が国では何ら法規制がなく、三

六協定があるとはいっても、事実上、青天井です。「カローシ」が国際語になるほどの異常な長時間・過密労働が横行しているのです。労働大臣、こうした中で、時間外・休日・深夜労働の規制撤廃は、女性労働者をも長時間労働に駆り立て、女性の健康・母性破壊、家庭生活の崩壊をさらに進めるではありませんか。

あなたは、女性の職域拡大のために女子保護規定の撤廃が必要だと言っています。しかし、女性の職域拡大を妨げている最大の原因は何でしょうか。国際的にも例を見ない我が国の長時間労働、際限のない残業、休日労働、何の規制もない深夜労働、これこそが女性の職域拡大を阻んでいる現実ではありませんか。

女子保護規定が撤廃されるならば、家庭責任を事実上自負されている多くの女性は、長時間の残業などは難しくなり、正規の労働者として働き続けることができなくなります。その結果、低賃金で不安定なパートや派遣労働者でしか働けなくなるでしょう。大臣、女性の地位向上に真っ向から反するこうした働き方が女性の職域拡大だと言いますか。

しかも、低賃金の女性労働者があらゆる職場に投入されることによって、男性労働者を含め、低賃金、労働条件の引き下げ、雇用不安を一層増大させるものではありませんか。そうはならないと断言できますか。

総理、豊かさを実感できるゆとりある社会を実現するとおっしゃるのなら、男性の野放しの長時間労働、深夜労働をこそ規制すべきではありませんか。

既に国際的には男女共通の労働時間規制があり

ます。現にドイツ、フランスなどの男性労働者は、我が国の女性より厳しい法的規制に守られています。国際的批判を受けて、政府は年間一千八百時間への労働時間の短縮を閣議決定しましたが、この国際公約は十年たっても達成されていません。女子保護規定撤廃は、時短の達成をますますおくらせ、政府の方針とも矛盾するのではないですか。また、男女ともに労働時間を法的に規制する国際的な常識にも逆行するではありませんか。

総理、女子保護規定撤廃は、社会全体に重大な影響を及ぼす問題です。政府案は、子供が小学校就学までは深夜労働は免除申請できるとしていますが、仮にそうできたとしても、一年生になったらもはや両親とも深夜労働を拒否する道はありません。総理、幼い子供に深夜一人で留守番をさせるおつもりですか。ちなみに、ドイツでは子供が十二歳になるまでは深夜労働の免除が男女とも認められているのです。父親のみならず母親までも長時間労働に組み込まれるなら、家庭生活は崩壊し、子供たちの非行や教育問題を激増させるでしょう。それでもよいというのでしょうか。総理の答弁を求めます。

加えて、少子化が大きな社会問題になっています。出生率は一・四二にまで低下していますが、女子保護規定撤廃はこれをさらに加速させるのではありませんか。安心して子供を産み、育てられる環境を国が保障していると言えるのですか。

女子保護規定撤廃に反対する声が全国に広がっています。多くの労働組合が反対しています。女性労働者を多数組織するゼンセン同盟は、男性の野放しの長時間労働と同様な働き方を容認するこ

とによって均等取り扱いとする、いわば一方の条件を悪くすることによって平等策が進められる懸念を表明しています。日本弁護士連合会は、職場における労働実態、家庭生活の実態を無視したもので、女性労働者の健康、家庭生活に大きな支障を及ぼし、働き続けることを困難とするものと厳しく批判しています。総理、こうした広範な国民の声にどのようにこたえるのですか。

我が党議員の予算委員会での質問に対し、武蔵総務庁長官は、女子保護規定撤廃はそのものずばり財界の要望によるものだと言いました。総理は、国民の声よりも財界の声を大事にされるのですか。明確な答弁を求めます。

事は日本の未来にかかわる重大問題です。労基法的女子保護規定の廃止は、断じて行うべきではありません。

日本共産党は、今全国に広がっている女子保護規定撤廃反対の声を全身で受けとめて、労働基準法改悪の撤回を強く要求いたします。

真に男女の雇用平等を実現するため奮闘する決意を申し上げ、私の質問を終わります。(拍手)

(内閣総理大臣橋本龍太郎君登壇)

○内閣総理大臣(橋本龍太郎君) 藤本議員にお答えを申し上げます。

まず、法改正の形式についての御意見があります。

今回の法的整備に当たりましては、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を確固たるものとするために、募集・採用から退職に至る雇用管理における女性に対する差別の禁止、その実効性を強化するとともに、あわせて、女性労働者に対する時間外・休日労働、深夜労働の規制を

解消することが必要と考えたからであります。男性の長時間労働や深夜労働を規制すべきではないかという御意見をいただきましたが、時間外労働は景気変動に対する雇用調整機能を有しており、また深夜労働は生産技術上の必要や国民生活の利便などの点で不可欠な面もあり、これらに新たな規制を設けることは慎重に対応すべきものだと考えております。

また、女子保護規定の解消の影響についてはさまざまな観点から御意見がございましたが、女性労働者に対する時間外・休日労働、深夜労働の規制につきましては、婦人少年問題審議会の全会一致の建議に基づいて、女性の職域の拡大を図り男女の均等取り扱いを一層進める観点から、解消するものとしたしました。

労働時間の短縮に関しましては、本年四月から、週四十時間労働制が全面的に実施されたところであり、男女の同一の枠組みの中で、今後とも引き続き労働時間の短縮におお積極的な努めてまいりたいと思っております。

時間外・休日労働は、景気変動に対する雇用調整効果を有するばかりではなく、我が国の労使関係に与える影響も検討する必要があることなどから、法的規制を設けることについては慎重な検討が必要だと考えています。

また、深夜業につきましては、生産技術上の必要あるいは国民生活上の利便などの点で不可欠な面もあることから、深夜業に従事される労働者につき、その健康や社会生活に対する影響をできるだけ少なくすることが必要だと考えており、健康確保や母性保護に関する措置の充実を図ってまいりましたが、今般の改正法案でも、育児や介護を

行つ一定範囲の男女労働者の深夜業の制限に関する規定を設けることを予定いたしております。

また、次代を担う子供たちの健全な育成のためには、家族的な責任を男女がともに担い、子供の育成と教育に当たることができる環境をつくることが重要であり、引き続き、男女がともにバランスのとれた職業生活と家庭生活を送ることができるよう対策の推進に努めてまいります。

最後に、武蔵総務庁長官の発言という言い方をされました。

しかし、本来なら御本人に聞いていただきたいところであり、女性労働者に対する時間外・休日労働、深夜業の規制については、女性労働者自身からもその解消を求める声が上がっております。深夜勤務等を希望する女性労働者の機会を奪うことのないようにすることが重要であると考へております。婦人少年問題審議会の全会一致の建議に基づきということを通り越し御答弁申し上げ、残余の質問については、関係大臣から御答弁申し上げます。(拍手)

〔国務大臣岡野裕吉登壇〕

○国務大臣岡野裕吉 藤木先生の御質問にお答えをいたします。

まず冒頭、女子保護規定、つまり時間外労働等の制限の規定の撤廃はまことに遺憾である、こういうおしかりでございました。

しかし、女性が男性と差別されることなく職域を拡大して、その職場で自分の能力というものを存分に発揮し、正当な評価を受け、生きがいというものを感ぜられるという仕組みにいたしますことが、先生のおっしゃいました自己の創造性を主

体的に展開していくということを可能ならしめるものだ、これが本法の趣旨である、こういうふうな存じているところであり、よろしく御理解をお願いいたします。

二つ目であり、女性労働者は今回の改正によって深夜労働を拒否することができなくなっちゃうのかというお話であります、これも先生御存じのとおり、労働基準法あるいは労働安全衛生法、育児・介護休業法等にそれぞれ母性保護の観点からする規定が設けられておりまして、その場合には深夜労働を免除されるというように相なっていることは御存じのとおりであります。

その次、女子保護規定の撤廃は女性労働者を長時間労働に駆り立ててしまうという御見解であり、私どもは、時間外労働、深夜労働ができなかった、それによって女性の職場が狭かった、それを改めて、時間外労働等ができることにより職域を拡大するというに意義があるということと、そのかわりに、労働基準法の先ほど申し上げました点であるとか労働安全衛生法上の規定でありますとかいうようなもので母性保護に相努めているということをお願いしたいと思います。

我が国は時間外労働が非常に多くて、女性の職域の拡大を妨げているというこれまたおしかりであります、時間外労働は労働基準法三十六条に基づきまして規定をいたしております。それによって、労働を提供する時間等が定められているところであり、そのほか、時間の促進、育児休業法及び本法改正案等によりまして、職場と家庭の両立、よって女性女性の職域の拡大を図ってまいらうというのが趣旨でありますことを御理解賜りたいと存じます。

次に、女性はこの規定によって低賃金で不安定なパートであるとか派遣労働者でしか働けなくなってしまうというおしかりであります、パートタイム労働や派遣労働は多様な働き方の中で選取肢の一つであるというところに意味があるわけであり、そういう意味合いで、今後、労働時間の短縮でありますとか家庭生活と職場生活との両立というような面につきまして我々としては一生懸命努力をしてみたい、その一つが今度の法律案である、こう御理解を賜りたいと存じます。

次に、低賃金の女性労働者があらゆる職場に進出をする、そうするとそこにおられる男性労働者も含めて低賃金、労働条件切り下げにつながるのではないかとのお話であります。

しかし、女性が新たな職場を得られること、そこは男女同一労働・同一賃金であります。そういう意味合いにおいて、女性であるがゆえに低賃金であるというのは、もう労働基準法を施行しましてから五十年、我々としては努力をしてみたいところであり、先生の御指摘は必ずしも当たっており、こういうように存じているところであり、賃金、労働条件につきましては労使間において十分話し合いをして結論を出していただきたい、かように存じているところであります。

以上、答弁であります。よろしく御願いいたします。(拍手)

○副議長(渡部恒三君) 辻元清美君。

〔辻元清美君登壇〕

○辻元清美君 私は、社会民主党・市民連合を代表して、男女雇用機会均等法の整備法案につきま

して、橋本総理並びに関係閣僚に質問したいと思っております。

社民党はこれまで男女平等社会の実現を目指して全力で取り組んできました。一九七五年の国際婦人年を契機に、男女雇用平等政策や法制度の研究をもとに、一九七八年、今から約二十年前に、男女雇用平等法案を国会に上程いたしました。その後、男女平等社会実現のバイオニアとして法制定を公約に掲げ、広く訴えてきました。

このような取り組みが、一九八五年の女子差別撤廃条約の批准で男女雇用機会均等法成立や育児・介護休業制度など、国内の法制度が整備されることにつながってきたと思います。仕事と家庭の両立を可能にするための条件整備は、ILO百五十六号条約の批准からさらに具体的に申し上げねばなりません。

このような経過を踏まえ、現在はさらに一歩踏み込み、男女の平等取扱いを一層進める観点から、均等法の改正として強化とともに、女子のみの保護規定を男女共通のより質の高い労働条件基準の設定へと組みかえていく重要な時期に来ていると思っております。

しかし、共働き家庭でも育児や介護などは女性への負担になっている場合が残念ながらとても多いのです。さらに、男性も残業などでふらふらになっているケースも多く見られます。このような現状を変えるためには、女性だけではなく男性もゆとりをもって働き、かつ、男女ともに仕事や育児や介護などに取り組みやすい労働条件を私たちがつくっていかねばならないと思っております。今回の均等法改正も、男女共通の時間外労働の

規制を初めとする長時間労働の見直しあつての有効な措置であるということです。過労死は男性も女性も両者にとってあつてはならないことだと思ひます。時間外・休日労働、深夜業、変形労働時間などを対象とする男女共通のより質の高い基準の設定は、早急に解決が迫られている重要な課題と言へます。

そこで、労働大臣に質問です。

この問題について労働大臣はどのように取り組まれるおつもりか。そして、かつ、将来的には性を理由とするあらゆる差別を禁止する男女雇用平等法の制定こそ目指していかなければならないと思ひますが、同じ立場をとっていただけるかどうか、労働大臣にまずお尋ねしたいと思ひます。

さて、今回の均等法改正で、今までははれもの扱いされていたあのセクシュアルハラスメント、セクハラ条項が法的に明記されました。これはまさに時代の要請にかなうものと言へます。ただし、事業主の「雇用上必要な配慮を」といった極めて緩やかな拘束力しか期待できず、欧米諸国などでは、政府がセクハラを起した企業との取引をやめようというような実行力まで持たせている国もあると聞いています。

セクハラを違法行為として位置づけ、それに対する救済措置と予防措置を盛り込むべきと考えますけれども、労働大臣はどのようにお考えでしょうか。そこに到達することを射程に入れた労働大臣の指針はどのように策定されようとしているのか、お聞かせください。

さらに、事業主が行う男女の差別を是正するための積極的な取り組み、ポジティブアクションに対するノウハウの提供など援助措置の採用は、企

業の創意工夫を呼び込む呼び水効果が期待できると思ひます。ポジティブアクションは既に各国政府が取り入れていて、男女平等を進める上で大きな成果を上げています。欧米では女性の管理職の比率を政府に報告させるというような事例も見られます。日本でも事業主の措置をさらに実効ある内容へと高めていくべきだと思いますが、いかがでしょうか。

先ほど労働大臣は、ポジティブですからそれぞれの事業主が自分で積極的に行うというような御発言がございましたけれども、なかなかそうはいつても今の現状はいつておりませんのでこの法律が必要だと思ひますが、政策としてどのように取り組んでいかれるのでしょうか、御所見をお伺ひしたいと思ひます。

最後に、橋本総理大臣にお尋ねいたします。

現在、女子学生の就職は非常に厳しい、超氷河期にあると言われていることは総理も御存じでしょうか。男子学生に比べて雇用機会が極めて限られています。この例に見るように、男女雇用機会均等法は存在するものの、現実的にはこの日本社会において男女の雇用機会が均等ではありせん。総理はこのことを御存じだと思いますが、どのようにお考えでしょうか。また、このような状況を変えるためにこそ新しい法律が必要だと思ひます。

私は、雇用平等推進の国際女性サミットの創設を提唱したいと思ひますが、いかがですか。

女性が生き生き働ける職場や社会は、男性にとつてももちろん生き生き働ける社会であると思ひます。今回の法改正が、女性だけでなく男性に

とつても大きな意味があるということを確認して、私の質問を終わりたいと思ひます。(拍手)

(内閣総理大臣橋本龍太郎君登壇)

○内閣総理大臣(橋本龍太郎君) 辻元議員にお答えを申し上げます。

まず、現在の女子学生差別等の状況を知っているかというお尋ねであります。私自身、体育会の後輩たちの就職の世話をしております。もうした壁にぶつかっております。その現状は存じているつもりです。

また、新たな法律の必要性ということですが、私は、この雇用機会均等法の趣旨は着実に浸透してきていると思ひます。そして、それなりに女性の職域が広がってきていることも事実ですが、なお依然として均等な取り扱いを受けていない、そうした事案が往々にして見受けられることも事実であり、企業における雇用上の管理について一層の改善が必要だと思ひます。この法案は、このような状況に適切に対応するために提出したものであり、御審議の上速やかに御可決をいただきたいと考えております。

次に、国際女性サミットについてどう考えるかというお尋ねがございました。

私は、新たな国際会議をスタートさせるということについては、既に行われている国際的な取り組みあるいは会議というものが存在する場合に、その前の会議との整合性、新たな会議を設定することによる参加国の財政負担などを考えますと、なかなか慎重な検討が必要ではないかと思ひます。日本政府としては、こうした既に存在する各種の国際会議に対し、より積極的な参加、貢献を行うことによつて、国際社会の一員として、雇用にお

ける男女平等の実現に向け一層取り組んでまいりたいと考えております。

残余の質問につきましては、関係大臣から御答弁を申し上げます。(拍手)

(国務大臣岡野裕君登壇)

○国務大臣(岡野裕君) 辻元先生の御質問にお答えをいたします。

時間外労働等につきまして、男女共通の規制を設けたらいいものかというお話がございました。

先ほど総理からも私からも答弁を申し上げているところがありますが、時間外労働等につきましては、好不況、その繁閑に伴うところの雇用調整、これに絡むわけでありまして、また生産技術上の問題もあります。国民生活上の要望にこたえなければならぬという面々々々あるというようなかで、公的な規制を設けるのは慎重に対処しなければならぬということでありまして、目下、中央労働審議会におきまして検討が進められておりますことを御報告申し上げます。

次に、性差別禁止法といひますか男女雇用平等法、これを目がけていかなければならないのではないかと御要望であります。

究極的には、私はそういう姿があり得ることだ、こう思っておりますが、現下の実態からいひますと、今御提案を申し上げている雇用均等改正法、これが現実の姿であらう、こう思っているところでありまして。

セクシュアルハラスメントについて、違法行為として位置づけて、その徹底を図れというお話でございました。

セクシュアルハラスメントにつきましては、このセクシュアルハラスメントが発生する土壌と

なっている雇用関係の問題点をまず除去するのが第一の我々の責務ではなからうかというようなことで、改正案につきましては、このセクシュアルハラメントの防止について、雇用管理上の配慮をそれぞれの事業主に義務づけるということを行いました。同時に、具体的な指針といえますものを研究会等で審議いたしました。これを労働省において定めたい、こう思っているところがあります。そういうようなことを踏まえまして、あるいは助言をし、指導をし、勧告を行う等々という地道な努力を積み重ねてまいろう、こう思っている次第であります。

次に、ポジティブアクションについて、欧米等の例をお話しなさいました。

ポジティブアクションを定着させよ、全く私もそのとおりだ、こう思っております。外国の例等におきまして、採用試験官に女性をより多く任命したかどうか、いろいろな事例が私どもの手元にも届いているわけでありますが、まず、このポジティブアクションの重要性、手法について、経営トップ層の理解を促すとともに、業種別の取り組みを促進し、それを表彰するとか、あるいはセミナーをやるとかいうようなことで、我々としては積極的な支援に努めて、このポジティブアクションが定着するように努力をしてまいろう、こう思っているところであります。

○副議長(渡部恒三君) これにて質疑は終了いたしました。

○副議長(渡部恒三君) 本日は、これにて散会いたします。

午後二時三十七分散会

出席閣僚大臣

内閣総理大臣 橋本龍太郎君
大蔵大臣 三塚 博君
文部大臣 小杉 隆君
厚生大臣 小泉純一郎君
郵政大臣 堀之内久男君
労働大臣 岡野 裕君
国務大臣 石井 道子君
国務大臣 武藤 嘉文君
労働省婦人局長 太田 芳枝君

出席政府委員

○議長の報告

(法律公布案上及び通知)

一、去る四月二十四日、次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

道路交通法の一部を改正する法律

(決議伝達依頼)

一、去る四月二十四日、伊藤議長から橋本内閣総理大臣あて、同日本院において全会一致をもって決議した次の決議を関係各国等に対して伝達方依頼した。

在ベルー日本大使公邸占拠・人質事件解決に対する感謝決議

(通知書受領)

一、去る四月二十五日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

電波法の一部を改正する法律

中小企業の創造的職業活動の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律

労働福祉事業団法の一部を改正する法律

職業能力開発促進法及び雇用促進事業団法の一部を改正する法律

日本私立学校振興・共済事業団法

出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律

防衛庁設置法等の一部を改正する法律

密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律

密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律

密集中街地における防災街区の整備の促進に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

(政府委員承認)

一、去る四月二十四日、伊藤議長は、橋本内閣総理大臣申し出の次の者を、第四百四十回国会政府委員に任命することを承認した。

一、去る四月二十五日、伊藤議長は、橋本内閣総理大臣臨時代理申し出の次の者を、第四百四十回国会政府委員に任命することを承認した。

一、去る四月二十八日、伊藤議長は、橋本内閣総理大臣臨時代理申し出の次の者を、第四百四十回国会政府委員に任命することを承認した。

一、去る四月三十日、伊藤議長は、橋本内閣総理大臣臨時代理申し出の次の者を、第四百四十回国会政府委員に任命することを承認した。

一、去る四月三十一日、伊藤議長は、橋本内閣総理大臣臨時代理申し出の次の者を、第四百四十回国会政府委員に任命することを承認した。

一、去る五月一日、伊藤議長は、橋本内閣総理大臣臨時代理申し出の次の者を、第四百四十回国会政府委員に任命することを承認した。

一、去る五月二日、伊藤議長は、橋本内閣総理大臣臨時代理申し出の次の者を、第四百四十回国会政府委員に任命することを承認した。

一、去る五月三日、伊藤議長は、橋本内閣総理大臣臨時代理申し出の次の者を、第四百四十回国会政府委員に任命することを承認した。

一、去る五月四日、伊藤議長は、橋本内閣総理大臣臨時代理申し出の次の者を、第四百四十回国会政府委員に任命することを承認した。

一、去る五月五日、伊藤議長は、橋本内閣総理大臣臨時代理申し出の次の者を、第四百四十回国会政府委員に任命することを承認した。

一、去る五月六日、伊藤議長は、橋本内閣総理大臣臨時代理申し出の次の者を、第四百四十回国会政府委員に任命することを承認した。

一、去る五月七日、伊藤議長は、橋本内閣総理大臣臨時代理申し出の次の者を、第四百四十回国会政府委員に任命することを承認した。

一、去る五月八日、伊藤議長は、橋本内閣総理大臣臨時代理申し出の次の者を、第四百四十回国会政府委員に任命することを承認した。

一、去る五月九日、伊藤議長は、橋本内閣総理大臣臨時代理申し出の次の者を、第四百四十回国会政府委員に任命することを承認した。

一、去る五月十日、伊藤議長は、橋本内閣総理大臣臨時代理申し出の次の者を、第四百四十回国会政府委員に任命することを承認した。

一、去る五月十一日、伊藤議長は、橋本内閣総理大臣臨時代理申し出の次の者を、第四百四十回国会政府委員に任命することを承認した。

一、去る五月十二日、伊藤議長は、橋本内閣総理大臣臨時代理申し出の次の者を、第四百四十回国会政府委員に任命することを承認した。

一、去る五月十三日、伊藤議長は、橋本内閣総理大臣臨時代理申し出の次の者を、第四百四十回国会政府委員に任命することを承認した。

一、去る五月十四日、伊藤議長は、橋本内閣総理大臣臨時代理申し出の次の者を、第四百四十回国会政府委員に任命することを承認した。

一、去る五月十五日、伊藤議長は、橋本内閣総理大臣臨時代理申し出の次の者を、第四百四十回国会政府委員に任命することを承認した。

一、去る五月十六日、伊藤議長は、橋本内閣総理大臣臨時代理申し出の次の者を、第四百四十回国会政府委員に任命することを承認した。

一、去る五月十七日、伊藤議長は、橋本内閣総理大臣臨時代理申し出の次の者を、第四百四十回国会政府委員に任命することを承認した。

内閣官房内閣内政審議室長事務代理 潮 明夫
兼内閣総理大臣官房内政審議室長事務代理

外務省経済協力局長事務代理 西田 恒夫

一、去る四月三十日、伊藤議長は、橋本内閣総理大臣臨時代理申し出の次の者を、第四百四十回国会政府委員に任命することを承認した。

一、去る五月一日、伊藤議長は、橋本内閣総理大臣臨時代理申し出の次の者を、第四百四十回国会政府委員に任命することを承認した。

一、去る五月二日、伊藤議長は、橋本内閣総理大臣臨時代理申し出の次の者を、第四百四十回国会政府委員に任命することを承認した。

一、去る五月三日、伊藤議長は、橋本内閣総理大臣臨時代理申し出の次の者を、第四百四十回国会政府委員に任命することを承認した。

一、去る五月四日、伊藤議長は、橋本内閣総理大臣臨時代理申し出の次の者を、第四百四十回国会政府委員に任命することを承認した。

一、去る五月五日、伊藤議長は、橋本内閣総理大臣臨時代理申し出の次の者を、第四百四十回国会政府委員に任命することを承認した。

一、去る五月六日、伊藤議長は、橋本内閣総理大臣臨時代理申し出の次の者を、第四百四十回国会政府委員に任命することを承認した。

一、去る五月七日、伊藤議長は、橋本内閣総理大臣臨時代理申し出の次の者を、第四百四十回国会政府委員に任命することを承認した。

一、去る五月八日、伊藤議長は、橋本内閣総理大臣臨時代理申し出の次の者を、第四百四十回国会政府委員に任命することを承認した。

一、去る五月九日、伊藤議長は、橋本内閣総理大臣臨時代理申し出の次の者を、第四百四十回国会政府委員に任命することを承認した。

一、去る五月十日、伊藤議長は、橋本内閣総理大臣臨時代理申し出の次の者を、第四百四十回国会政府委員に任命することを承認した。

一、去る五月十一日、伊藤議長は、橋本内閣総理大臣臨時代理申し出の次の者を、第四百四十回国会政府委員に任命することを承認した。

一、去る五月十二日、伊藤議長は、橋本内閣総理大臣臨時代理申し出の次の者を、第四百四十回国会政府委員に任命することを承認した。

一、去る五月十三日、伊藤議長は、橋本内閣総理大臣臨時代理申し出の次の者を、第四百四十回国会政府委員に任命することを承認した。

一、去る五月十四日、伊藤議長は、橋本内閣総理大臣臨時代理申し出の次の者を、第四百四十回国会政府委員に任命することを承認した。

一、去る五月十五日、伊藤議長は、橋本内閣総理大臣臨時代理申し出の次の者を、第四百四十回国会政府委員に任命することを承認した。

一、去る五月十六日、伊藤議長は、橋本内閣総理大臣臨時代理申し出の次の者を、第四百四十回国会政府委員に任命することを承認した。

一、去る五月十七日、伊藤議長は、橋本内閣総理大臣臨時代理申し出の次の者を、第四百四十回国会政府委員に任命することを承認した。

一、去る五月十八日、伊藤議長は、橋本内閣総理大臣臨時代理申し出の次の者を、第四百四十回国会政府委員に任命することを承認した。

一、去る五月十九日、伊藤議長は、橋本内閣総理大臣臨時代理申し出の次の者を、第四百四十回国会政府委員に任命することを承認した。

一、去る五月二十日、伊藤議長は、橋本内閣総理大臣臨時代理申し出の次の者を、第四百四十回国会政府委員に任命することを承認した。

一、去る五月二十一日、伊藤議長は、橋本内閣総理大臣臨時代理申し出の次の者を、第四百四十回国会政府委員に任命することを承認した。

一、去る五月二十二日、伊藤議長は、橋本内閣総理大臣臨時代理申し出の次の者を、第四百四十回国会政府委員に任命することを承認した。

一、去る五月二十三日、伊藤議長は、橋本内閣総理大臣臨時代理申し出の次の者を、第四百四十回国会政府委員に任命することを承認した。

一、去る五月二十四日、伊藤議長は、橋本内閣総理大臣臨時代理申し出の次の者を、第四百四十回国会政府委員に任命することを承認した。

一、去る五月二十五日、伊藤議長は、橋本内閣総理大臣臨時代理申し出の次の者を、第四百四十回国会政府委員に任命することを承認した。

一、去る五月二十六日、伊藤議長は、橋本内閣総理大臣臨時代理申し出の次の者を、第四百四十回国会政府委員に任命することを承認した。

一、去る五月二十七日、伊藤議長は、橋本内閣総理大臣臨時代理申し出の次の者を、第四百四十回国会政府委員に任命することを承認した。

一、去る五月二十八日、伊藤議長は、橋本内閣総理大臣臨時代理申し出の次の者を、第四百四十回国会政府委員に任命することを承認した。

一、去る五月二十九日、伊藤議長は、橋本内閣総理大臣臨時代理申し出の次の者を、第四百四十回国会政府委員に任命することを承認した。

一、去る五月三十日、伊藤議長は、橋本内閣総理大臣臨時代理申し出の次の者を、第四百四十回国会政府委員に任命することを承認した。

た補川照芳を、同日第百四十回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

一、去る一日、橋本内閣総理大臣から伊藤議長あて、一日議長において承認した三井康有を、同日第百四十回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

(政府委員解任)

一、去る四月二十四日、橋本内閣総理大臣から伊藤議長あて、同日(外務省中近東アフリカ局長)登誠一郎の第百四十回国会政府委員を免じた旨の通知を受領した。

一、去る四月二十五日、橋本内閣総理大臣臨時代理から伊藤議長あて、同日(内閣官房内閣安全保障室長兼内閣総理大臣官房安全保障室長)三井康有の第百四十回国会政府委員を免じた旨の通知を受領した。

一、去る四月二十八日、橋本内閣総理大臣臨時代理から伊藤議長あて、同日(内閣官房内閣内政審議室長兼内閣総理大臣官房内政審議室長)田波耕治及び(外務省経済協力局長)畠中篤の第百四十回国会政府委員を免じた旨の通知を受領した。

一、去る四月三十日、橋本内閣総理大臣臨時代理から伊藤議長あて、同日(外務省総合外交政策局軍備管理・科学審議官)河村武和の第百四十回国会政府委員を免じた旨の通知を受領した。

(政府委員兼任)

一、去る一日、橋本内閣総理大臣から伊藤議長あて、第百四十回国会政府委員中左記のとおり異動があり、政府委員としての資格を失った旨の通知を受領した。

記

異動前の氏名 異動後の氏名 異動年月日

内閣官房内閣安全事務代理 山崎信之郎 (解職) 平九・二

兼内閣総理大臣官房安全保障室長事務代理 山崎信之郎 (解職) 平九・二

(兼任委員解任及び補欠選任)

一、去る四月二十四日、議長において、次のとおり兼任委員の解任を許可し、その補欠を指名した。

通信委員

解任

石垣 一夫君

補欠

谷口 隆義君

解任

北村 哲男君

補欠

肥田美代子君

解任

肥田美代子君

補欠

北村 哲男君

解任

谷口 隆義君

補欠

石垣 一夫君

解任

中西 啓介君

補欠

遠増 拓也君

解任

鳩山由紀夫君

補欠

辻 一彦君

解任

羽田 孜君

補欠

小坂 憲次君

解任

遠増 拓也君

補欠

中西 啓介君

解任

辻 一彦君

補欠

鳩山由紀夫君

解任

小坂 憲次君

補欠

羽田 孜君

解任

城島 正光君

補欠

鰐淵 俊之君

解任

鰐淵 俊之君

補欠

城島 正光君

解任

一、去る四月二十五日、議長において、次のとおり兼任委員の解任を許可し、その補欠を指名した。

大蔵委員

解任

山本 謙司君

補欠

川内 博史君

新井 将敬君 土屋 品子君 新井 将敬君

文教委員

解任

阪上 善秀君

補欠

谷畑 孝君

戸井田 徹君 谷畑 孝君 阪上 善秀君 戸井田 徹君

環境委員

解任

中村 鋭一君

補欠

山中 燦子君

土井たか子君 秋葉 忠利君 吉田 公一君 中西 啓介君 中村 鋭一君 土井たか子君 岩國 哲人君

岩國 哲人君 吉田 公一君 中西 啓介君 中村 鋭一君 土井たか子君 岩國 哲人君

山中 燦子君 秋葉 忠利君 吉田 公一君 中西 啓介君 中村 鋭一君 土井たか子君 岩國 哲人君

秋葉 忠利君 吉田 公一君 中西 啓介君 中村 鋭一君 土井たか子君 岩國 哲人君

吉田 公一君 中西 啓介君 中村 鋭一君 土井たか子君 岩國 哲人君

岩國 哲人君 吉田 公一君 中西 啓介君 中村 鋭一君 土井たか子君 岩國 哲人君

土井たか子君 岩國 哲人君 吉田 公一君 中西 啓介君 中村 鋭一君 土井たか子君 岩國 哲人君

岩國 哲人君 吉田 公一君 中西 啓介君 中村 鋭一君 土井たか子君 岩國 哲人君

吉田 公一君 中西 啓介君 中村 鋭一君 土井たか子君 岩國 哲人君

中西 啓介君 中村 鋭一君 土井たか子君 岩國 哲人君

中村 鋭一君 土井たか子君 岩國 哲人君

土井たか子君 岩國 哲人君

岩國 哲人君

吉田 公一君

中西 啓介君

中村 鋭一君

(特別委員解任及び補欠選任)

一、去る四月二十四日、議長において、次のとおり特別委員の解任を許可し、その補欠を指名した。

消費者問題等に関する特別委員

解任

深田 肇君

補欠

中川 智子君

行政改革に関する特別委員

解任

山本 公一君

補欠

栗原 裕康君

石垣 一夫君 遠藤 和良君 石垣 一夫君

栗原 裕康君 遠藤 和良君 石垣 一夫君

遠藤 和良君 石垣 一夫君

石垣 一夫君

倉田 栄喜君

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

スポーツ振興法の一部を改正する法律案(島村宜伸君外十二名提出)

一、去る四月二十五日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

包括的核実験禁止条約の締結について承認を求めるの件

可塑性爆薬の探知のための識別措置に関する条約の締結について承認を求めるの件

千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定の議許表第三十八表(日本国の議許表)の修正及び訂正に関する確認書の締結について承認を求めるの件

一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律案

国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律案

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案

電気通信事業法及び電波法の一部を改正する法律案

一、去る四月二十八日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

サービスの貿易に関する一般協定の第四議定書の締結について承認を求めるの件

一、去る四月三十日、議員から提出した議案は次のとおりである。

商法の一部を改正する法律案(保岡興治君外八名提出)

株式の消却の手續に関する商法の特例に関する法律案(保岡興治君外八名提出)

(議案受領)

一、去る一日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。

学校図書館法の一部を改正する法律案

(委員会審査省略要求書受領)

一、去る四月二十四日、議員から、次の議案は委員会の審査を省略されたい旨の要求書を受領した。

在ベルー日本大使公邸占拠・人質事件解決に対する感謝決議案

(議案付託)

一、去る四月二十四日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

金融監督庁設置法案(内閣提出第六八号)

金融監督庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案(内閣提出第六七号)

以上二件 行政改革に関する特別委員会 付託

(議案送付)

一、去る四月二十四日、参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。

臓器の移植に関する法律案(第三百三十九回国会衆法第二二号)

一、去る四月二十四日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律案

過度に傷害を与え又は無差別に効果を及ぼすこととがあると認められる通常兵器の使用の禁止又は制限に関する条約に附属する千九百九十六年五月三日に改正された地雷、ブービートラップ及び他の類似の装置の使用の禁止又は制限に関する議定書(千九百九十六年五月三日に改正された議定書II)の締結について承認を求めるの件

過度に傷害を与え又は無差別に効果を及ぼすこととがあると認められる通常兵器の使用の禁止又は制限に関する条約に附属する千九百九十六年五月三日に改正された地雷、ブービートラップ及び他の類似の装置の使用の禁止又は制限に関する議定書(千九百九十六年五月三日に改正された議定書II)の締結について承認を求めるの件

過度に傷害を与え又は無差別に効果を及ぼすこととがあると認められる通常兵器の使用の禁止又は制限に関する条約に附属する千九百九十六年五月三日に改正された地雷、ブービートラップ及び他の類似の装置の使用の禁止又は制限に関する議定書(千九百九十六年五月三日に改正された議定書II)の締結について承認を求めるの件

は制限に関する条約の追加議定書の締結について承認を求めるの件

空港整備法の一部を改正する法律案

一、去る二日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

行政監視院による行政監視の手續等に関する法律案(松本善明君外一名提出)

河川法の一部を改正する法律案(石井紘基君外三名提出)

スポーツ振興投票の実施等に関する法律案(島村宜伸君外十二名提出)

日本体育・学校健康センター法の一部を改正する法律案(島村宜伸君外十二名提出)

スポーツ振興法の一部を改正する法律案(島村宜伸君外十二名提出)

商法の一部を改正する法律案(保岡興治君外八名提出)

株式の消却の手續に関する商法の特例に関する法律案(保岡興治君外八名提出)

(決議送付)

一、去る四月二十四日、伊藤議長から橋本内閣総理大臣あて、次の決議を送付した。

在ベルー日本大使公邸占拠・人質事件解決に対する感謝決議

(議案通知)

一、去る四月二十四日、次の本院議員提出案を否決した旨参議院に通知した。

臓器の移植に関する法律案(金田誠一君外五名提出)

一、去る四月二十四日、参議院送付の次の内閣提出案を可決した旨参議院に通知した。

道路交通法の一部を改正する法律案

した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

電波法の一部を改正する法律案

中小企業の創造的業務活動の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案

労働福祉事業団法の一部を改正する法律案

職業能力開発促進法及び雇用促進事業団法の一部を改正する法律案

日本私立学校振興・共済事業団法案

出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案

防衛庁設置法等の一部を改正する法律案

密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律案

密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

(質問書提出)

一、去る二日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

ホルマリンによる食品と海洋の汚染に関する質問主意書(辻元清美君提出)

(答弁書受領)

一、去る四月二十五日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員中川智子君提出返還ガラス固化体の貯蔵管理に関する質問に対する答弁書

衆議院議員河野太郎君提出遺伝子組換え食品の表示に関する質問に対する答弁書

衆議院議員海江田万里君提出越境輸の場外車券場設置許可に関する質問に対する答弁書

衆議院議員冬柴鐵三君提出柔道整復健康保険療養費支給申請書に関する質問に対する答弁書

平成九年三月十四日提出
質問 第一一一号

返還ガラス固化体の貯蔵管理に関する質問主
意書

提出者 中川 智子

返還ガラス固化体の貯蔵管理に関する質問
主意書

全国の原子力発電所から排出された高レベル放射
性廃棄物(返還ガラス固化体)の二回目の輸送が
現在行われている。ガラス固化体の貯蔵管理と安
全性については、全国民の問題であり注目される
ところである。とりわけ地元住民にとっては切実
な問題である。返還ガラス固化体の貯蔵管理に係
る問題を以下、質問する。

一 返還ガラス固化体の貯蔵管理期間について
返還ガラス固化体の貯蔵管理期間については
「原子力の研究、開発及び利用に関する長期
計画」(以下「長期計画」という。)において高レ
ベル放射性廃棄物は、安定な形態に固化した後
三十年間から五十年間程度冷却のための貯蔵を
行うとの方針が示されているという。

1 「長期計画」において冷却期間を三十年間か
ら五十年間程度とした根拠は、どのような機関
のどのような研究データに基づくものか。

2 「長期計画」における冷却期間の三十年間か
ら五十年間の幅は何を意味するのか。

3 「長期計画」において、三十年間から五十年
間程度冷却したガラス固化体の発熱量は、何
ワット、キヤニスター中心温度、キヤニス
ター表面温度はそれぞれ何度になるのか。

4 電気事業者の試算によれば、二キロワット
の発熱量を持つガラス固化体の五十年後発熱
量は数百ワットになるとの答弁がある。

① 一・四六、二・〇、二・五キロワットそ
れぞれの発熱量を持つガラス固化体の三十
年後及び五十年後の発熱量、キヤニスター

中心温度、キヤニスター表面温度は、電気
事業者の試算によればそれぞれいくつか。

② 一・四六、二・〇、二・五キロワットそ
れぞれの発熱量を持つガラス固化体の三十
年後及び五十年後の発熱量、キヤニスター
中心温度、キヤニスター表面温度は、「長
期計画」の試算によればそれぞれいくつ
か。

③ 一・四六、二・〇キロワットそれぞれの
発熱量を持つガラス固化体の三十年後及び
五十年後の発熱量、キヤニスター中心温
度、キヤニスター表面温度はCOGEMA
の試算によればそれぞれいくつか。

二 貯蔵管理施設への受入基準について
第一三四国会、平成七年十二月十四日付「質
問第二五号」の質問に対し、

「返還されるガラス固化体については、法的
に規制されているのではなく、その廃棄に係
る安全性は、廃棄に係る規制等によって確保
されるものである。

廃棄物管理設備に廃棄される際には、その
放射能濃度、発熱量等が管理できるものとす
ること等が電気事業者に義務付けられてお
り、事業所外廃棄規則の規定に適合すること
について、廃棄される前に科学技術庁長官が
確認することとなっている。」との答弁があ
る。

1 廃棄に係る規制等によって、電気事業者に
義務付けられている「管理できるもの」につ
いて

① 「管理できるもの」の放射能濃度、発熱量
等の項目及び基準数値は、いづどのような手
続きにより、誰により定められたものか。
② 「管理できるもの」とは、三十年間から五
十年間貯蔵管理しても健全であること
「保証」が必要か、不要か。

2 事業所外廃棄規則の「規定に適合する」につ
いて

① 規定には、放射能濃度、発熱量等の項目
及び基準数値を定めているのか。定められ
ていれば、いづどのような手続きにより、
誰により定められたものか。

② 規定の適合には、三十年間から五十年間
貯蔵管理しても健全であること「保証」が
必要か、不要か。

三 ガラス固化体破損、腐食等のバックアップ体
制について

返還ガラス固化体の受入時にガラス固化体の
安全が確認されたとしても、貯蔵管理期間中に
収納ガラス固化体の破損・腐食等が絶対ない
とはいえない。

1 収納されたガラス固化体が、万一破損・腐
食等の不測の事態が生じた場合の対策の検討
及び評価を電気事業者、日本原燃、科学技術
庁、動燃等(以下「事業者等」という。)でした
ことがあるか。

2 「事業者等」で検討及び評価をしていない場
合、「事業者等」それぞれ理由は何か。

3 「事業者等」で検討及び評価をしていた場
合、「事業者等」それぞれ結果はどうであつた
か。

4 収納されたガラス固化体に万一破損・腐食
等の事態が生じた場合、その事態に対応・対
処可能な組織または機関と設備及び設備はあ
るのか。
右質問する。

内閣衆質一四〇第一一号

平成九年四月二十五日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 藤本 孝雄

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

衆議院議員中川智子君提出返還ガラス固化体の
貯蔵管理に関する質問に対し、別紙答弁書を送
付する。

(別紙)

衆議院議員中川智子君提出返還ガラス固化
体の貯蔵管理に関する質問に対する答弁書
一 及び二について

「原子力の研究、開発及び利用に関する長期
計画」(平成六年六月二十四日原子力委員会決
定。以下「長期計画」という。)の策定に当たつて
は、原子力委員会は、特定の機関のデータでは
なく、原子力工学、材料科学等の技術的知見に
基づき、ガラス固化体(使用済燃料を溶解した
液体から核燃料物質その他の有用物質を分離し
た残りの液体をガラスにより容器に固型化した
ものをいう。以下同じ。)は三十年間から五十年
間程度貯蔵すれば、時間とともに発熱量が減少
し、おおむね合理的な処分が可能であると判断
して、三十年間から五十年間程度冷却のための
貯蔵を行うとの方針を示したものである。

一 及び二の②について
長期計画において、三十年間から五十年間程
度冷却したガラス固化体の発熱量、中心温度及
び表面温度の試算は行われていない。

一 及び二の①について
一・四六キロワット、二・〇キロワット及び
二・五キロワットの発熱量を持つガラス固化体
の三十年後及び五十年後の発熱量は、ガラス固
化体に含まれる放射性物質の量と組成により異
なるが、我が国の電気事業者がフランス核燃料
会社(以下「COGEMA」という。)から受領し
たガラス固化体の仕様における標準的なガラス
固化体についての値等を想定した電気事業者の
試算によれば、三十年後については、それぞれ
約〇・六キロワット、約〇・六五キロワット
及び約〇・六七キロワットになり、五十年後に

つては、それぞれ約〇・三九キロワット、約〇・四一キロワット及び約〇・四二キロワットになると推定されていると承知している。また、一・四六キロワット、二・〇キロワット及び二・五キロワットの発熱量を持つガラス固化体の三十年後及び五十年後の中心温度及び表面温度は、電気事業者によれば、当該ガラス固化体の貯蔵管理の形態等により異なるため、一概には答えられないとしている。

一の④について

COGEMAによれば、ガラス固化体の三十年後及び五十年後の発熱量については、当該ガラス固化体の製造に当たり再処理された使用済燃料の性状により異なるが、典型的な値は、それぞれ約〇・六五キロワット及び約〇・四五キロワットになるとしており、一・四六キロワット及び二・〇キロワットの発熱量を持つガラス固化体の三十年後及び五十年後の発熱量についての試算は行っていないとしている。また、ガラス固化体の三十年後及び五十年後の中心温度及び表面温度は、COGEMAによれば、当該ガラス固化体を貯蔵管理する施設の設計により異なるため、一概には答えられないとしている。

二の①について

廃棄物管理の事業を行おうとする者は核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十一年法律第六十八号)に基づきその設置する廃棄物管理設備等において廃棄物管理を行う放射性廃棄物に含まれる放射性物質の種類(この最大放射能濃度を記載した廃棄物管理事業許可申請書を提出し内閣総理大臣の許可を受けること)となっており、海外から我が国に返還されるガラス固化体が電気事業者により廃棄物管理設備に廃棄される際には、その放射

能濃度、発熱量等が当該廃棄物管理設備において管理することができるとのであること等の基準に適合するものとする等々の保安のために必要な措置を講ずることが電気事業者には義務付けられている。当該基準は、平成六年二月二十日の核燃料物質等の工場又は事業所の外における廃棄物に関する規則(昭和五十二年総理府令第五十六号。以下「事業所外廃棄物規則」という。)の改正により設けられたものである。

二の①の②及び②の②について

科学技術庁長官が海外から我が国に返還されるガラス固化体が電気事業者により廃棄物管理設備に廃棄される場合に講じられる保安のために必要な措置が事業所外廃棄物規則の規定に適合することについて確認することは、当該ガラス固化体を三十年間から五十年間貯蔵管理しても健全であることについてのCOGEMA等の保証がなくても、基本的には可能であると考えている。

二の②の①について

平成六年二月二十日の事業所外廃棄物規則の改正により、輸入された放射性廃棄物の放射能濃度、発熱量等がその廃棄される廃棄物管理設備において管理することができるとのであること等の基準等が設けられている。

三について

日本原燃の廃棄物管理施設において管理されるガラス固化体が破損、腐食等によりその閉じ込め機能に異常を来すことは想定されていない。

平成九年四月四日提出
質問 第一二二号

遺伝子組換え食品の表示に関する質問主意書

提出者 河野 太郎

遺伝子組換え食品の表示に関する質問主意書
本年四月にカナダで開催されるコーデックス委員会において、遺伝子組換え食品の表示に関する提案規格案が検討される。

従って、次の事項について質問する。
一 本年四月にカナダで開催されるコーデックス委員会において、遺伝子組換え食品の表示に関する提案規格案に対して、どういった日本政府の見解が述べられるのか。

日本政府の見解の根拠は何か。
日本政府の見解が決定された意思決定プロセスはどのようなものであったか。具体的に何時どのような情報を入力し、どのような文書が作成され、どのような会議が開催され、誰が出席して、どのような意見を述べ、だれが決定したのか。

二 日本政府の見解が決定された時点で、日本政府は各国がこの表示問題に対してどういった状況にあると認識していたのか。遺伝子組換え食品の輸出、輸入国がそれぞれどういった立場をとっているかと認識していたのか。

三 遺伝子組換え食品の表示問題に対して日本の消費者がどのような立場をとっているかについて、日本政府からアメリカ政府に対して、公式、非公式を問わず、文書、口頭を問わず、何らかの説明がこれまで行われたか。また、もしあったのなら、その内容は何か。

四 遺伝子組換え食品の表示に関して、日本政府から企業あるいは団体に対して、なんらかの行政指導が行われたことがあるか。行政府と企業あるいは団体の間で、遺伝子組換え食品が議題になるような会が開かれたことがあるか。右質問する。

内閣衆質一四〇第一二二号
平成九年四月二十五日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 藤本 孝雄

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

衆議院議員河野太郎君提出遺伝子組換え食品の表示に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員河野太郎君提出遺伝子組換え食品の表示に関する質問に対する答弁書

一について

本年四月十五日から十八日までの間カナダで開催された国連食糧農業機関(FAO)及び世界保健機関(WHO)合同の食品規格委員会コーデックス委員会(以下「コーデックス委員会」という。)の食品表示部会では、遺伝子組換え食品の表示の在り方についても検討されたところである。

我が国が同部会に参加するに当たって、外務省、厚生省、農林水産省等の関係省庁で対処方針を協議し、遺伝子組換え食品の表示の在り方については、今後、農林水産省において検討することとしているので、同部会においては態度を留保することとした。

二について

アメリカ合衆国及びカナダは、食品の成分が従来のものと異なる場合や導入される遺伝子がアレルギーを起こす農産物等に由来する場合等を除いて、表示の義務付けは不要との立場にあると認識していた。

一方、欧州連合は、本年一月の欧州議会において承認された規則においては、生きた遺伝子組換え細胞を含むすべての食品及び生きた細胞を含まないものであっても従来の食品と同等でない食品並びに消費者に特別の倫理又は栄養に関する関心を引き起こす食品等には表示を義務

三について
付けることとして認議していた。

三について
運送子組換え食品の表示問題に対して我が国の消費者がどのような立場をとっているかについては、我が国の政府からアメリカ合衆国政府に対して説明を行ったことはいないが、両国間のバイオテックノロジ―施策についての情報交換の場において、バイオテックノロジ―をめぐる情報の一環として、我が国の一部の消費者団体等より表示の義務付けを求める要望書が提出されていることについて説明を行っている。

四について
運送子組換え食品の表示に関して、我が国の政府が企業あるいは団体に対して、行政指導を行ったことはない。
運送子組換え食品について、農林水産省等から食品産業関係の団体等に対する説明会等が開催されたことはある。

平成九年四月八日提出
質問 第一四号

競輪の場外車券場設置許可に関する質問主意書

提出者 海江田万里

競輪の場外車券場設置許可に関する質問主意書

競輪の場外車券場設置許可に関して、次の事項について質問する。

(1) 通産省は、沖縄、静岡、茨城など、全国で反対運動があるにもかかわらず、その外郭団体である自転車振興会を通じて全国に競輪の場外車券場を設置しようとしているが、その目的は何か。

(2) 自転車競技法四条一項によると、場外車券場の設置について通産大臣の許可が必要と

なっているが、その理由は何か。

(3) 設置許可の手続きについて、その担当する機関、手続きの内容、許可がおりるまでの平均日数はどれくらいか。

(4) 都市型第一号として計画されているサテライト新橋の設置許可申請について、いつ申請があり、いつ許可されたのか。

(5) サテライト新橋の設置許可申請受理から許可がおりるまで三日間といわれているが、それだけの期間できちんとした審査はできたのか。

(6) サテライト新橋の設置許可にあたり事前審査がなされていたというが、その内容はどんなものなのか明らかにしてほしい。

(7) 通産省機械情報産業局長が平成八年一〇月中旬に、現地の実地調査を特例で行っているという事実はあるか。あるとすれば何故行ったか。

(8) 昭和五十七年の車両競技審議会の答申で、「場外車券場の設置については、当該設置箇所の市区町村長の同意が得られるなど地域社会との調整が十分に行われることが必要である」となっているが、サテライト新橋の件は、賛成反対双方の請願を現在も審議中になつていて、地元区議会や区長の意向がはっきりしていないにもかかわらず設置の許可がおりたのはなぜか。

(9) サテライト新橋については地元調整の資料となる施行者と地元市町村との間の協定はどのようなものになっているか明らかにしてほしい。

(10) 大阪市浪速区では、同様の施設・建物ができているにもかかわらず、地元大阪市の反対により設置許可がおりていないというのはどういう理由があるのか。自転車振興会の場外推進室と設置予定者との事前審査の議事録

から明らかにしてほしい。

(11) 通産省が自転車振興会を通じて使っている補助金の使途を明らかにしてほしい。右質問する。

内閣衆議院第一四〇第一四号

平成九年四月二十五日

内閣総理大臣臨時代理 国務大臣 藤本 孝雄

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

衆議院議員海江田万里君提出競輪の場外車券場設置許可に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員海江田万里君提出競輪の場外車券場設置許可に関する質問に対する答弁書

(1) について
競輪の場外車券場の設置は、車両競技審議会の答申(平成五年五月十三日)にも指摘されているとおり、ファンの利便性の向上、ノミ行為の防止、本場の混雑緩和など、競輪の公正かつ円滑な運営に大きく寄与するものであると認識している。

場外車券売場については、自転車競技法(昭和二十三年法律第二百九号。以下「法」という。)第四条第一項に基づき、設置しようとする者が通産産業大臣の許可を得て設置する仕組みになつており、通産産業大臣は、設置許可の申請があつた場合、法第四条第二項に基づき、自転車競技法施行規則(昭和二十三年商工省令第二十八号。以下「規則」という。)第四条の三第一項及び「自転車競技法施行規則」第四条の三第一項第四号の規定に基づき、場外車券売場の施設の規模、構造及び設備並びにこれらの配置の基準を定めた「平成六年通産産業省告示第百九号。以下「場外告示」という。)に定める基準に適合する場合に限り、許可しているところである。

(2) について
施設の位置、構造及び設備が公安上及び競輪の運営上の観点等に照らして適切でない場合には、当該施設を車券の発売等の用に供することを認めないこととする必要があるため、場外車券売場の設置については、法第四条第一項の規定により許可に係らしているところである。

(3) について
一 設置許可に係る審査をする機関について
設置許可に係る審査については、通産産業省組織令(昭和二十七年政令第三百九十号)第九十条第二号及び通産産業省組織規程(昭和二十七年通産産業省令第七十三号)第十八条第八号に基づき、法の施行に関する事務を所掌する通産産業省機械情報産業局車両課(以下「車両課」という。)及び通産産業局商工部が担当しているところである。

二 設置許可の系統の内容について
場外車券売場を設置しようとする者は、法第四条第一項の規定に基づき、通産産業大臣の許可を受けなければならない。許可の申請に当たっては、規則第四条の二第一項の規定に基づき、許可申請書を当該場外車券売場を設置しようとする場所を管轄する通産産業局長を経由して、通産産業大臣に提出しなければならない。

通産産業大臣は、許可の申請があつたときは、申請に係る施設の位置、構造及び設備が規則第四条の三第一項及び場外告示において定められている基準に適合するか否かなどについて審査を行うこととなっている。
三 許可申請書の受理の日から許可の日までの平均日数について
許可申請書の受理の日から許可の日までの

(4) 日数は、案件によって様々であるが、昭和三十年以降に許可した十七件についての平均日数は、約二十八日である。

(5) 本件場外車券売場については、通商産業大臣が、平成八年十月三十日に許可申請書を受領し、同年十一月一日に許可したところである。

(6) 場外車券売場の設置許可に係る審査に当たっては、法に基づく許可申請書の受理前の段階において、実質的な審査を行うことを通例としており、本件についても、許可申請書の受理前の段階から十分な審査を行っている。

(7) 車両課及び関東通商産業局商工部において、平成八年八月に申請予定者から計画概要等の説明を受け、その後、同年九月に許可申請書の原案及び関係資料の提出を受け、これに基づき、法令上の許可の基準に適合しているかどうか、あるいは、申請予定者が地域社会との調整を十分行っているかどうかなどについて事前の審査を行った。その過程において、申請予定者に対し、必要に応じ調査の指示や内容の確認等を行ったところである。

(8) 本件の場外車券売場の設置を許可するまでの間、審査の参考に資するため、本件場外車券売場付近の状況を現地において確認したところであるが、これは、担当である車両課の職員が行ったものである。

(9) 御指摘の昭和五十七年の車両競技審議会の答申の後、競輪を取り巻く情勢の変化を踏まえ、平成五年の同審議会の答申において「今後は市(区)町村長の同意書の添付を常に求めるという画一的な運用によるのではなく、施行者と地元

市町村との間の協定、周辺町内会等地域を適切に代表する者からの同意書をもってこれに代えるようにする等、個々のケースに応じ適切な運用を行っていくことも検討すべきである。」との考え方が示されている。

本件の場外車券売場については、設置予定地を含む愛宕一之部連合町会を構成する十七町会中の十三町会が誘致願等の形で設置賛成の意思表示を行い、他の四町会も反対の意思表示を行わなかったことなどから、通商産業大臣は、前記平成五年の答申に示された考え方に基づいて、申請者による地域社会との調整が十分に行われたものと判断し、設置を許可したところである。

(10) 本件の場外車券売場については、施行者と地元港区との間における地元調整に係る協定は存在しないと承知している。

御指摘の大阪市浪速区の案件とは、同区恵比寿西三丁目一番十四号の案件と考えられるが、当該案件については、地域社会との調整が十分でない状況にあり、設置許可の申請には至っていない。

なお、当該地には廃業したパチンコ店の建屋以外の建築物はないと承知している。

また、場外車券売場の設置許可に係る審査は、車両課及び通商産業局商工部が担当しており、日本自転車振興会が設置許可に係る審査を行ったという事実はない。

(11) 日本自転車振興会は、法第十二条の十六第一項第六号及び第七号に基づき、自転車その他の機械に関する事業の振興のための事業の補助(以下「機械工業振興補助」という。)及び体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の振興のための事業の補助(以下「公益事業振興補助」という。)を行っている。これらの補助は、日本自転車振興会が、法第十二条の二十第一項に基づき当該補助に係る事業計画及び収支予算について通商産業大臣の認可を得て、実施しているところである。

なお、日本自転車振興会の平成九年度事業計画における機械工業振興補助の対象事業は、公設工業試験場における共同利用施設等の整備拡充を図るための事業、情報化等産業構造改革を推進する事業等の機械工業における技術の向上及び合理化に関する事業並びに貿易構造の高度化を図るための事業等の我が国機械工業における国際交流の推進に関する事業となっている。

また、日本自転車振興会の平成九年度事業計画における公益事業振興補助の対象事業は、サイクルスポーツ施設の整備等事業等の体育の振興に資する事業、老人福祉施設の建築整備事業等の社会福祉の増進に資する事業、成人病予防機器の整備事業等の医療及び公衆衛生の向上に資する事業、自転車利用普及促進事業等の文教その他の公益の増進に資する事業、長野オリンピック冬季競技大会の支援事業並びに非常災害の復旧及び援護のための事業となっている。

平成九年四月十五日提出
質問 第一五号
柔道整復健康保険療養費支給申請書に関する質問主意書

提出者 冬柴 鐵三
柔道整復健康保険療養費支給申請書に関する質問主意書

昨今の厚生行政を鑑みるに、国民生活全般の主要部分を直接的に預かる部署としては、到底考えられないような未曾有の不祥事が続発し、大いに国民の信頼を失墜させている。

できない状況となっているが、とりわけ、柔道整復健康保険療養費支給申請書にかかる厚生省の保険発第八十三号(平成八年五月二十四日)の措置に對しては、多くの点で疑義を有する。

よって以下の質問をする。

一 柔道整復師の健康保険取り扱いについては、健康保険法第四十三条療養の給付ではなく法第四十四条の「療養費」の取り扱いとされ、この具体的取り扱いについては同法施行規則第五十三条の記載によるものとして、所定事項が規定されています。しかし、その記載方式については必ずしも根拠を法に基づいているものではない。こうした中で現行においては一般的な見本が掲げられ参考とされており、それをもとに要件を満たした申請書様式が各々作成、活用されてきたところであって、況んやレイアウトの規定を含んでいないことは当然である。そのような時期に厚生省は、保険発第八十三号(平成八年五月二十四日)において突如、新様式を規定し、「施術内容欄について本様式以外には不可」としました。このことについてどのような根拠法令があるのか明示されたい。

二 保険発第八十三号(平成八年五月二十四日)は、行政指導の一環として行われたものか否か。また、行政指導であるならば、その具体的な趣旨、理由は何か。

三 療養費支給申請書統一に関しては、医療保険審議会柔道整復等療養費部会の答申が出ているが、新様式はこのことを受けて規定されたものか。

また、そうであるならば答申(柔道整復等の施術に係る保険給付について)文中第一(一)「(3)支給対象となる外傷性疾患について審査基準の統一を図る必要がある。」とあるが、このことは新様式で規定されているレイアウトの変更を認めない旨をも含むのか。

さらに同答申文中第3-2-②-①において

「審査の適正化を確保するため(中略)所定の申請書による申請等審査基準を統一的に定め」とあるが、この文についても新様式で規定されているレイアウトの変更を認めない旨をも含むのか。

四 新様式による柔道整復師健康保険療養費支給申請書は、通達制導入により、複雑化・複雑化した方が、この取り組は各自が自覚的にその考え方に立つ作成こそが肝要であると考ええる。したがって、申請書の統一を図ることの重要性と、例えば、円滑に運用されている協同組合日本接骨師会(厚生省取組第一五四号の認可団体)の現行申請書(以下現行様式という)の有効性まで否定して新様式移行を強行することは別問題であると考ええる。

このことによる柔道整復師の負担増は無視できないものであり、患者に対する影響を免れかねない事態の惹起が容易に予想できます。厚生省は、治療行為を阻害してまで、何故に請求者に多大な事務負担を負わせるのか。その意義を伺いたい。

五 前出、協同組合日本接骨師会は国家資格をもった会員の公的法人団体であると考えがどうか。

六 現行様式と新様式を事務作業の能率性の観点より試験的に実験調査を行ったところ、明確に現行様式の作業能率性が優れていることが判明しているが、このことについての意見を伺いたい。

七 厚生省当局は、平成九年五月一日以降は、新様式以外は不可としているが事実か。また、協同組合日本接骨師会の現行療養費支給申請書が提出された場合、いかに取り扱った所存であるか。

八 本来、医療保険審議会柔道整復等療養費部会の答申の眼目は、柔道整復に關して適正な保険給付を図ることであり、その観点から「傷病名

表記の適正化」「算定項目欠落の是正」「算定項目評価の適正化等」こそ肝要である。

以上の事から本格的な様式書の改正が必要になると思われるが予定はあるか。

さらにその前提に立った新様式用紙の使用実施についての猶予期間を設ける考えはあるか。九 行政指導にせよ、他の行政措置にせよ、その改善にあたっては、国民の「治療」という健康増進への寄与を侵してまで優先することはあつてはならないと考えるが、これについての所見を伺いたい。

右質問する。

内閣衆質一四〇第一五号

平成九年四月二十五日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 藤本 孝雄

衆議院議長 伊藤 宗一郎

衆議院議員 冬柴 鐵三

提出柔道整復健康保険療養費支給申請書に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員冬柴鐵三君提出柔道整復健康保険療養費支給申請書に関する質問に対する答弁書

一、二及び四について

柔道整復師の施術に係る療養費については、平成五年十二月に会計検査院から適正な支給を期するため、是正改善の処置を採る必要性について指摘を受けているところである。こうした状況を踏まえ、医療保険審議会に柔道整復等療養費部会を設けて支給の適正化等について審議を行い、平成七年九月に同部会から意見書「柔道整復等の施術に係る保険給付について」(以下「部会意見書」という)が提出されたところである。部会意見書においては、療養費の審査等の適

正化を図るため、「所定の申請書による申請等審査基準を統一的に定め、その内容の明確化を図る必要がある」と指摘されており、御指摘の平成八年五月二十四日付け保険発第八十三号厚生省保険局医療課長通知「柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準の改定に伴う実施上の留意事項について」(以下「第八十三号通知」という)は、この趣旨に照らして定めたものである。

第八十三号通知は、柔道整復師の施術に關して、都道府県知事と柔道整復師又は柔道整復師により構成される団体との間で締結される契約に基づいて実施される受領委任方式による療養費の支給制度に係る申請書(以下「支給申請書」という)の様式について、支給申請の審査及び支払の業務を円滑かつ適正に行うために、健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十四条ノ二の規定の施行に關する主務大臣の運用方針として、都道府県知事に対して統一的な基準を示したものである。

三について

第八十三号通知は、部会意見書の趣旨に照らして定めたものである。

部会意見書第一の(3)に「支給対象となる外傷性疾患については審査基準の統一等を図る必要がある」とあるのは、外傷性疾患の範囲に關して述べているものである。また、部会意見書第三の(2)の①に「審査の適正化を確保するため(中略)所定の申請書による申請等審査基準を統一的に定め」とあるのは、統一的な支給申請書により審査の適正化を図ることが適当である旨述べているものである。

なお、第八十三号通知においては、この趣旨に照らし、審査上重要な部分である「施術の内容」欄について、「修正(レイアウトを含む)」は認められないこと」と記述したものである。

五について

御指摘の「協同組合日本接骨師会」は、柔道整復業を行う事業者を組合員とする中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十一号)第三条第一号に規定する事業協同組合として平成二年六月三十日に設立された団体である。

六について

御指摘の実験調査の内容については、承知していない。

七について

平成八年八月一日付け保険発百十三号厚生省保険局医療課長通知により、従来使用していた支給申請書の様式については、本年四月末日まで取り替えて使用できることとしたところであるが、平成九年四月十七日付け保険発第五十七号厚生省保険局医療課長通知により、同年七月末日までに保険者に到着する支給申請書については、従前の様式を引き続き取り替えて使用して差し支えないものとしたところである。したがって、同年八月一日以降にその支給申請書が保険者に到着する支給申請については、協同組合日本接骨師会の組合員が行うものについても、保険者との間で締結される契約に基づく所定の支給申請書によって行っていたこととなる。

八及び九について

新様式は、部会意見書等を踏まえ、医療保険制度の適正な運営を図る一環として、保険者が支給申請の審査及び支払の業務を迅速かつ適正に行うため、支給申請書の様式の統一を図るものであり、今後更に改善すべき点があれば、改善の努力を行ってまいらる所存である。

(答弁通知書受領)

去る四月二十五日、内閣から衆議院議員秋葉忠利君提出田ダム建設事業に関する質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、平成九年六月二日ま

でに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、去る四月二十五日、内閣から衆議院議員平田米男君提出アトピー性皮膚炎治療によるステロイド剤の副作用と被害に関する質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、平成九年五月二十八日まで回答する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

郵便法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院において可決した。
よって国会法第八十三条により送付する。

平成九年三月十九日

参議院議長 斎藤 十朗
衆議院議長 伊藤宗一郎殿

郵便法の一部を改正する法律

郵便法昭和二十二年法律第百六十五号の一部を次のように改正する。

第二十三条第三項中「左の」を「次の」に、「毎月一回以上号を返つて」を「毎年一回以上の回数で省令で定める回数以上、号を追つて」に改め、同条第五項中「左の」を「省令で定める」に改め、各号を削る。

第二十七条の三第一項中「その合計額を」差出人が同一のものにあつてはその合計額に改め、「の規定により算出された当該第一種郵便物の料金の額を削り、」に規定する当該第二種郵便物の料金の額に同時に差し出された当該郵便物の総数を乗じて得た額をいう」を「の規定によるそれぞれの郵便物の料金の額を合計した額をいう。以下この項において同じ。」につき、差出人が同一でない

ものにあつてはその合計額をそれぞれの差出人ごとに算出した合計額を合計した額をいう。以下この項において同じ」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、総合計額を減額するとき、それぞれの差出人の納付すべき額は、総合計額を減額する額にそれぞれの差出人に係る合計額の総合計額に対する割合を乗じて得た額をそれぞれの差出人に係る合計額から減じて得た額とする。

第二十七条の三第二項中「数量に」を「数量及び差出しに」、「及び」を「並びに」に、「第二十一条第二項」を「省令で定める期間内に差し出された広告郵便物について第二十一条第二項に」、「による当該広告郵便物を」によるそれぞれの郵便物に、「に」を「省令で定める期間内に差し出された当該広告郵便物の総数を乗じて得た」を「を合計した」に改める。

第二十七条の七中「の規定により算出された当該第一種郵便物の料金の額を削り、」に規定する当該第二種郵便物を「の規定によるそれぞれの郵便物」に、「第三項において」を「次項において」に、「当該第一種郵便物又は当該第二種郵便物及び」に「当該広告郵便物を」それぞれの郵便物に改める。

第三十二条の二第六項中「第三項の下に」又は第四項前段を加え、同条に次の一項を加える。

前項において準用する前条第五項の規定によるほか、第一項又は第二項の規定により差し出された郵便物の受取人が同条第五項第四号の規定により同条第四項の担保を免除されている者であるときは、当該受取人に対しては、第六項の担保を免除する。

第九十五条第一項中「の規定により算出された

当該第一種郵便物の料金の額を削り、」に規定する当該第二種郵便物を「の規定によるそれぞれの郵便物」に、「当該第一種郵便物又は当該第二種郵便物」及び「当該広告郵便物を」それぞれの郵便物に改める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して二月を経過した日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(審議会への諮問)

2 改正後の第二十七条の三の規定による郵政大臣の審議会に対する諮問は、この法律の施行前においても行うことができる。

郵便法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書
議案の目的及び要旨

一 本法案は、郵便事業の現状等にかんがみ、第三種郵便物の認可条件を緩和するとともに、利用者に対するサービスの向上等を図るため、所要の改正を行おうとするもので、その要旨は次のとおりである。

1 第三種郵便物の認可をする定期刊行物の条件のうち、発行回数に係るものについては、毎年一回以上の回数で省令で定める回数以上、号を追つて定期に発行するものとする。

2 郵政大臣は、差出人が同一でない広告郵便物等で、省令の定める条件を具備するものの料金の総合計額につき、審議会に諮問した上、省令の定めるところにより減額することができることとし、その場合におけるそれぞれの差出人の納付すべき額の算出方法を定めることとする。

3 料金受取人払制度の改善
(一) 差出人が、省令の定めるところにより、郵便物の料金及び特殊取扱の料金を受取人が納付してこれを受け取ることにつき当該受取人の承諾を得てその者にあてて差し出す郵便物について、当該受取人が納付する料金及び手数料を後納することができるとすること。

(二) 料金後納として差し出す郵便物に係る料金を省令で定める期間以上継続して納付すべき期日までに納付していることにより当該料金後納に係る担保を免除されている者について、料金受取人払とする郵便物の料金を後納する場合の担保を免除することとする。

4 その他所要の規定の整備を行うこと。

5 この法律は、公布の日から起算して二月を経過した日から施行すること。

議案の可決理由

二 本法案は、郵便事業の現状等にかんがみ、第三種郵便物の認可条件を緩和するとともに、利用者に対するサービスの向上等を図るため、所要の改正を行おうとするものであり、その内容は妥当なものと認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

平成九年四月二十四日

通信委員長 木村 義雄
衆議院議長 伊藤宗一郎殿

環境影響評価法案

右
国会に提出する。

平成九年三月二十八日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

環境影響評価法

目次

第一章 総則(第一条—第三条)	第二章 準備書の作成前の手続
第一節 第二種事業に係る判定(第四条)	第二節 準備書の作成等(第五条—第十条)
第三節 環境影響評価の実施等(第十一条—第十三条)	第三章 準備書(第十四条—第二十条)
第四章 評価書	第一節 評価書の作成等(第二十一条—第二十四条)
第二節 評価書の補正等(第二十五条—第二十七条)	第五章 対象事業の内容の修正等(第二十八条—第三十条)
第六章 評価書の公告及び縦覧後の手続(第三十一条—第三十八条)	第七章 環境影響評価その他の手続の特例等
第一節 都市計画に定められる対象事業等に関する特例(第三十九条—第四十六条)	第二節 港湾計画に係る環境影響評価その他の手続(第四十七条—第四十八条)
第八章 雑則(第四十九条—第六十一条)	附則
第一章 総則	

み、環境影響評価について国等の責務を明らかにするとともに、規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業について環境影響評価が適切かつ円滑に行われるための手続その他所要の事項を定め、その手続等によって行われた環境影響評価の結果をその事業に係る環境の保全のための措置その他のその事業の内容に関する決定に反映させるための措置をとること等により、その事業に係る環境の保全について適正な配慮がなされることを確保し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「環境影響評価」とは、事業(特定の目的のために行われる一連の土地の形状の変更(これと併せて行うしゅんせつを含む)並びに工造物の新設及び増設をいう。以下同じ)の実施が環境に及ぼす影響(当該事業の実施後の土地又は工造物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動が当該事業の目的に含まれる場合には、これらの活動に伴って生ずる影響を含む。以下単に「環境影響」という。)について環境の構成要素に係る項目ごとに調査、予測及び評価を行うとともに、これらを行う過程においてその事業に係る環境の保全のための措置を検討し、この措置が講じられた場合における環境影響を総合的に評価することをいう。

2 この法律において「第一種事業」とは、次に掲げる要件を満たしている事業であつて、規模(形状が変更される部分の土地の面積、新設される工造物の大きさその他の数値で表される事

業の規模をいう。次項において同じ)が大きく、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるものとして政令で定めるものをいう。

一次に掲げる事業の種類(のいずれかに該当する一の事業であること)。

イ 高速自動車国道、一般国道その他の道路(昭和二十七年法律第八十号)第二条第一項に規定する道路その他の道路の新設及び改築の事業

ロ 河川法(昭和三十一年法律第六十七号)第三条第一項に規定する河川に関するダムの新築、堰の新築及び改築の事業(以下この号において「ダム新築等事業」という)並びに同法第八条の河川工事の事業でダム新築等事業でないもの

ハ 鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)による鉄道及び軌道法(大正十年法律第七十六号)による軌道の建設及び改良の事業

ニ 空港整備法(昭和三十一年法律第八十号)第二条第一項に規定する空港その他の飛行場及びその施設の設置又は変更の事業

ホ 電気事業法(昭和三十一年法律第七十号)第三十八条に規定する事業用電気工作物であつて発電用のものの設置又は変更の工事の事業

ヘ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号)第八条第一項に規定する一般廃棄物の最終処分場及び同法第十五条第一項に規定する産業廃棄物の最終処分場の設置並びにその構造及び規模の変更の事業

ト 公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)による公有水面の埋立て及び干拓その他の水面の埋立て及び干拓の事業

チ 土地区画整理法(昭和二十九年法律第十九号)第二条第一項に規定する土地区画整理事業

リ 新住宅市街地開発法(昭和三十八年法律第三十四号)第二条第一項に規定する新住宅市街地開発事業

ヌ 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律(昭和三十三年法律第九十八号)第二条第六項に規定する工業団地造成事業及び近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律(昭和三十一年法律第四十五号)第二条第四項に規定する工業団地造成事業

ル 新都市基盤整備法(昭和四十七年法律第八十六号)第一条第一項に規定する新都市基盤整備事業

ヲ 流通業務市街地の整備に関する法律(昭和四十一年法律第一百十号)第二条第二項に規定する流通業務団地造成事業

ワ イからヲまでに掲げるもののほか、一の事業に係る環境影響を受ける地域の範囲が広く、その一の事業に係る環境影響評価を行う必要の程度がこれらに準ずるものとして政令で定める事業の種類

二 次のいずれかに該当する事業であること。

イ 法律の規定であつて政令で定めるものにより、その実施に際し、免許、特許、許可、認可若しくは承認又は届出(当該届出に係る法律において、当該届出に關し、当

該届出を受理した日から起算して一定の期間内に、その変更について勧告又は命令をすることができると規定されているものに限る。ホにおいて同じ。が必要とされる事業(ホに掲げるものを除く。)

ロ 国の補助金等(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号)第一条第一項第一号の補助金及び同項第二号の負担金をいう。以下同じ。)の交付の対象となる事業(イに掲げるものを除く。)

ハ 特別の法律により設立された法人(国が出資しているものに限る。)がその業務として行う事業(イ及びロに掲げるものを除く。)

ニ 国が行う事業(イ及びホに掲げるものを除く。)

ホ 国が行う事業のうち、法律の規定であつて政令で定めるものにより、その実施に際し、免許、特許、許可、認可若しくは承認又は届出が必要とされる事業

3 この法律において「第二種事業」とは、前項各号に掲げる要件を満たしている事業であつて、第一種事業に準ずる規模(その規模に係る数値の第一種事業の規模に係る数値に対する比が政令で定める数値以上であるものに限る。)を有するもののうち、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるかどうかの判定(以下単に「判定」という。)を第四条第一項各号に定める者が同条の規定により行う必要があるものとして政令で定めるものをいう。

4 この法律において「対象事業」とは、第一種事

業又は第四条第三項第一号(第三十九条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の措置がとられた第二種事業(第四条第四項(第三十九条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。))及び第二十九条第二項(第四十条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。))において準用する第四条第三項第二号の措置がとられたものを除く。をいう。

5 この法律(この章を除く。)において「事業者」とは、対象事業を実施しようとする者(国が行う対象事業にあつては当該対象事業の実施を担当する行政機関(地方支分部局を含む。))の長、委託に係る対象事業にあつてはその委託をしようとする者(をいう。)

(国等の責務)

第三条 国、地方公共団体、事業者及び国民は、事業の実施前における環境影響評価の重要性を深く認識して、この法律の規定による環境影響評価その他の手続が適切かつ円滑に行われ、事業の実施による環境への負荷をできる限り回避し、又は低減することその他の環境の保全についての配慮が適正になされるようにそれぞれの立場で努めなければならない。

第二章 準備書の作成前の手続

第一節 第二種事業に係る判定

第四条 第二種事業を実施しようとする者(国が行う事業にあつては当該事業の実施を担当する行政機関(地方支分部局を含む。))の長、委託に係る事業にあつてはその委託をしようとする者。以下同じ。は、第二項第一号イからワまでに掲げる事業の種類ごとに主務省令で定

めるところにより、その氏名及び住所(法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びに第二種事業の種類及び規模、第二種事業が実施されるべき区域その他第二種事業の概要(以下この項において「氏名等」という。))を次の各号に掲げる第二種事業の区分に応じ当該各号に定める者に書面により届け出なければならない。この場合において、第四号又は第五号に掲げる第二種事業を実施しようとする者が第四号又は第五号に定める主任の大臣であるときは、主任の大臣に届け出ることにて代えて、氏名等を記載した書面を作成するものとす。

一 第二項第二号イに該当する第二種事業 同号イに規定する免許、特許、許可、認可若しくは承認(以下「免許等」という。)を行い、又は同号イに規定する届出(以下「特定届出」という。)を受理する者

二 第二項第二号ロに該当する第二種事業 同号ロに規定する国の補助金等の交付の決定を行う者(以下「交付決定権者」という。)

三 第二項第二号ハに該当する第二種事業 同号ハに規定する法律の規定に基づき同号ハに規定する法人を当該事業に関して監督する者(以下「法人監督者」という。)

四 第二項第二号ニに該当する第二種事業 当該事業の実施に関する事務を所掌する主任の大臣

五 第二項第二号ホに該当する第二種事業 当該事業の実施に関する事務を所掌する主任の大臣及び同号ホに規定する免許、特許、許可、認可若しくは承認を行う者又は同号ホに規定する届出の受理を行う者

2 前項各号に定める者は、同項の規定による届出(同項後段の規定による書面の作成を含む。以下この条及び第二十九条第一項において「届出」という。))に係る第二種事業が実施されるべき区域を管轄する都道府県知事に届出に係る書面の写しを送付し、三十日以上の期間を指定してこの法律(この条を除く。)の規定による環境影響評価その他の手続が行われる必要があるかどうかについての意見及びその理由を求めなければならない。

3 第一項各号に定める者は、前項の規定による都道府県知事の意見が述べられたときはこれを勘案して、第二項第二号第一号イからワまでに掲げる事業の種類ごとに主務省令で定めるところにより、届出の日から起算して六十日以内に、届出に係る第二種事業についての判定を行い、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるとき又は第一号の措置を、おそれがないと認めるときは第二号の措置をとらなければならない。

一 この法律(この条を除く。)の規定による環境影響評価その他の手続が行われる必要がある旨及びその理由を、書面をもって、届出をした者及び前項の都道府県知事(第一項後段の場合にあつては、前項の都道府県知事)に通知すること。

二 この法律(この条を除く。)の規定による環境影響評価その他の手続が行われる必要がない旨及びその理由を、書面をもって、届出をした者及び前項の都道府県知事(第一項後段の場合にあつては、前項の都道府県知事)に通知すること。

4 届出をした者で前項第一号の措置がとられたものが当該第二種事業の規模又はその実施されるべき区域を変更して当該事業を実施しようとする場合において、当該変更後の当該事業が第二種事業に該当するときは、その者は、当該変更後の当該事業について、届出をすることができ、この場合において、前二項の規定は、当該届出について準用する。

5 第二種事業（対象事業に該当するものを除く。）を実施しようとする者は、第三項第二号（前項及び第二十九条第二項において準用する場合を含む。）の措置がとられるまで（当該第二種事業に係る第一項各号に定める者が二以上である場合にあつては、当該各号に定める者のすべてにより当該措置がとられるまで）は、当該第二種事業を実施してはならない。

6 第二種事業を実施しようとする者は、第一項の規定にかかわらず、判定を受けることなくこの法律（この条を除く。）の規定による環境影響評価その他の手続を行うことができる。この場合において、当該第二種事業を実施しようとする者は、同項第四号又は第五号に定める主任の大臣以外の者にあつてはこの法律（この条を除く。）の規定による環境影響評価その他の手続を行うこととした旨を同項各号に掲げる第二種事業の区分に応じ当該各号に定める者に書面により通知し、これらの主任の大臣にあつてはその旨の書面を作成するものとする。

7 前項の規定による通知を受け、又は同項の規定により書面を作成した者は、当該通知又は書面の作成に係る第一種事業が実施されるべき区域を管轄する都道府県知事に当該通知又は作成

に係る書面の写しを送付しなければならない。
8 第六項の規定による通知又は書面の作成に係る第二種事業は、当該通知又は書面の作成の時に第三項第一号の措置がとられたものとみなす。

9 第三項の主務省令は、第二種事業の種類及び規模、第二種事業が実施されるべき区域及びその周辺の区域の環境の状況その他の事情を勘案して判定が適切に行われることを確保するため、判定の基準につき主務大臣（主務大臣が総理府の外局長であるときは、内閣総理大臣）が環境庁長官に協議して定めるものとする。

10 環境庁長官は、関係する行政機関の長に協議して、前項の規定により主務大臣（主務大臣が総理府の外局長であるときは、内閣総理大臣）が定めるべき基準に関する基本的事項を定めて公表するものとする。

第二節 方法書の作成等

（方法書の作成）

第五条 事業者は、対象事業に係る環境影響評価を行う方法（調査、予測及び評価に係るものに限る。）について、第二条第二項第一号イからワまでに掲げる事業の種類ごとに主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を作成しなければならない。

一 事業者の氏名及び住所（法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 対象事業の目的及び内容

三 対象事業が実施されるべき区域（以下「対象事業実施区域」という。）及びその周囲の概況

四 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法（当該手法が決定されていない場合にあつては、対象事業に係る環境影響評価の項目）
2 相互に関連する二以上の対象事業を実施しようとする場合は、当該対象事業に係る事業者は、これらの対象事業について、併せて方法書を作成することができる。

（方法書の送付等）
第六条 事業者は、方法書を作成したときは、第二条第二項第一号イからワまでに掲げる事業の種類ごとに主務省令で定めるところにより、対象事業に係る環境影響評価を受ける範囲であると認められる地域を管轄する都道府県知事及び市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）に対し、方法書を送付しなければならない。

2 前項の主務省令は、同項に規定する地域が対象事業に係る環境影響評価につき環境の保全の見地からの意見を求める上で適切な範囲のものとなることを確保するため、その基準となるべき事項につき主務大臣（主務大臣が総理府の外局長であるときは、内閣総理大臣）が環境庁長官に協議して定めるものとする。

（方法書についての公告及び縦覧）
第七条 事業者は、方法書を作成したときは、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について環境の保全の見地からの意見を求めるため、総理府令で定めるところにより、方法書を作成した旨その他総理府令で定める事項を公告し、前条第一項に規定する地域内において、方法書を公告の日から起算して一月間縦覧に供しなければならない。

（方法書についての意見書の提出）

第八条 方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、前条の公告の日から、同条の縦覧期間満了の日の翌日から起算して二週間を経過する日までの間に、事業者に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

2 前項の意見書の提出に関し必要な事項は、総理府令で定める。

（方法書についての意見の概要の送付）

第九条 事業者は、前条第一項の期間を経過した後、第六条第一項に規定する地域を管轄する都道府県知事及び当該地域を管轄する市町村長に対し、前条第一項の規定により述べられた意見の概要を記載した書類を送付しなければならない。

（方法書についての都道府県知事等の意見）

第十条 前条に規定する都道府県知事は、同条の書類の送付を受けたときは、政令で定める期間内に、事業者に対し、方法書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。

2 前項の場合において、当該都道府県知事は、期間を指定して、方法書について前条に規定する市町村長の環境の保全の見地からの意見を求めるものとする。

3 第一項の場合において、当該都道府県知事は、前項の規定による当該市町村長の意見を勘案するとともに、前条の書類に記載された意見に配慮するものとする。

第三節 環境影響評価の実施等

（環境影響評価の項目等の選定）

第十一条 事業者は、前条第一項の意見が述べら

れたときはこれを勘案するとともに、第八条第一項の意見に配慮して第五条第一項第四号に掲げる事項に検討を加え、第二条第二項第一号イからワまでに掲げる事業の種類ごとに主務省令で定めるところにより、対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定しなければならない。

2 事業者は、前項の規定による選定を行うに当たり必要があると認めるときは、主務大臣に対し、技術的な助言を記載した書面の交付を受けたい旨の申出を書面によりすることができ、

3 第一項の主務省令は、環境基本法(平成五年法律第九十一号)第十四条各号に掲げる事項の確保を旨として、既に得られている科学的知見に基づき、対象事業に係る環境影響評価を適切に行うために必要であると認められる環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針につき主務大臣(主務大臣が総理府の外局長であるときは、内閣総理大臣)が環境庁長官に協議して定めるものとする。

(環境影響評価の実施)

第十二条 事業者は、前条第一項の規定により選定した項目及び手法に基づいて、第二条第二項第一号イからワまでに掲げる事業の種類ごとに主務省令で定めるところにより、対象事業に係る環境影響評価を行わなければならない。

2 前条第三項の規定は、前項の主務省令について準用する。この場合において、同条第三項中「環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針」とあるのは、「環境の保全

のための措置に関する指針」と読み替えるものとする。

(基本的事項の公表)

第十三条 環境庁長官は、関係する行政機関の長に協議して、第十一条第三項(前条第二項において準用する場合を含む。)の規定により主務大臣(主務大臣が総理府の外局長であるときは、内閣総理大臣)が定めるべき指針に関する基本的事項を定めて公表するものとする。

第三章 準備書

(準備書の作成)

第十四条 事業者は、第十二条第一項の規定により対象事業に係る環境影響評価を行った後、当該環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの意見を聴くための準備として、第二条第二項第一号イからワまでに掲げる事業の種類ごとに主務省令で定めるところにより、当該結果に係る次に掲げる事項を記載した環境影響評価準備書(以下「準備書」という。)を作成しなければならない。

一 第五条第一項第一号から第三号までに掲げる事項

二 第八条第一項の意見の概要

三 第十条第一項の都道府県知事の意見

四 前二号の意見についての事業者の見解

五 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

六 第十一条第二項の助言がある場合には、その内容

七 環境影響評価の結果のうち、次に掲げるものの

イ 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果を環境影響評価の項目にとりまと

めたもの(環境影響評価を行ったにもかかわらず環境影響の内容及び程度が明らかとならなかった項目に係るものを含む。)

ロ 環境の保全のための措置(当該措置を講ずることとするに至った検討の状況を含む。)

ハ ロに掲げる措置が将来判明すべき環境の状況に応じて講ずるものである場合には、当該環境の状況の把握のための措置

二 対象事業に係る環境影響の総合的な評価

八 環境影響評価の全部又は一部を他の者に委託して行った場合には、その者の氏名及び住所(法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

2 第五条第二項の規定は、準備書の作成について準用する。

(準備書の送付等)

第十五条 事業者は、準備書を作成したときは、第六条第一項の主務省令で定めるところにより、対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域(第八条第一項及び第十条第一項の意見並びに第十二条第一項の規定により行った環境影響評価の結果にかんがみ第六条第一項の地域に追加すべきものと認められる地域を含む。以下「関係地域」という。)を管轄する都道府県知事(以下「関係都道府県知事」という。及び関係地域を管轄する市町村長(以下「関係市町村長」という。))に対し、準備書及びこれを要約した書類(次条及び第十七条において「要約書」という。)を送付しなければならない。

(準備書についての公告及び縦覧)

第十六条 事業者は、前条の規定による送付を

行った後、準備書に係る環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの意見を求めるため、総理府令で定めるところにより、準備書を作成した旨その他総理府令で定める事項を公告し、関係地域内において、準備書及び要約書を公告の日から起算して一週間縦覧に供しなければならない。

(説明会の開催等)

第十七条 事業者は、総理府令で定めるところにより、前条の縦覧期間内に、関係地域内において、準備書の記載事項を周知させるための説明会(以下「説明会」という。)を開催しなければならない。この場合において、関係地域内に説明会を開催する適当な場所がないときは、関係地域以外の地域において開催することができる。

2 事業者は、説明会を開催するときは、その開催を予定する日時及び場所を定め、総理府令で定めるところにより、これらを説明会の開催を予定する日の一週間前までに公告しなければならない。

3 事業者は、説明会の開催を予定する日時及び場所を定めようとするときは、関係都道府県知事の意見を聴くことができる。

4 事業者は、その責めに帰することができない事由であつて総理府令で定めるものにより、第二項の規定による公告をした説明会を開催することができない場合には、当該説明会を開催することを要しない。この場合において、事業者は、総理府令で定めるところにより、前条の縦覧期間内に、要約書の提供その他の方法により、準備書の記載事項を周知させるように努めなければならない。

官 報 (号 外)

5 前各項に定めるもののほか、説明会の開催に
関し必要な事項は、総理府令で定める。

(準備書についての意見書の提出)

第十八条 準備書について環境の保全の見地から
の意見を有する者は、第十八条の公告の日か
ら、同条の縦覧期間満了の日の翌日から起算し
て二週間を経過する日までの間に、事業者に対
し、意見書の提出により、これを述べることが
できる。

2 前項の意見書の提出に関し必要な事項は、総
理府令で定める。

(準備書についての意見の概要等の送付)

第十九条 事業者は、前条第一項の期間を経過し
た後、関係都道府県知事及び関係市町村長に対
し、同項の規定により述べられた意見の概要及
び当該意見についての事業者の見解を記載した
書類を送付しなければならない。

(準備書についての関係都道府県知事等の意見)

第二十条 関係都道府県知事は、前条の書類の送
付を受けたときは、政令で定める期間内に、事
業者に対し、準備書について環境の保全の見地
からの意見を書面により述べるものとする。

2 第十条第二項及び第三項の規定は、前項の規
定により関係都道府県知事が準備書について意
見を述べる場合について準用する。この場合に
おいて、同条第二項中「前条に規定する市町村
長」とあるのは「関係市町村長」と、同条第三
項中「前項」とあるのは「第二十条第二項にお
いて準用する前項」と、「前条の書類に記載され
た意見」とあるのは「第十九条の書類に記載さ
れた意見及び事業者の見解」と読み替えるもの
とする。

第四章 評価書

第一節 評価書の作成等

(評価書の作成)

第二十一条 事業者は、前条第一項の意見が述べ
られたときはこれを勘案するとともに、第十八
条第一項の意見に配慮して準備書の記載事項に
ついて検討を加え、当該事項の修正を必要とす
ると認めるとき(当該修正後の事業が対象事業
に該当するときに限る)は、次の各号に掲げる
当該修正の区分に応じ当該各号に定める措置を
とらなければならない。

一 第五条第一項第二号に掲げる事項の修正
(事業規模の縮小、政令で定める軽微な修正
その他の政令で定める修正に該当するものを
除く) 同条から第二十七条までの規定によ
る環境影響評価その他の手続を経ること。

二 第五条第一項第一号又は第十四条第一項第
二号から第四号まで、第六号若しくは第八号
に掲げる事項の修正(前号に該当する場合を
除く) 次項及び次条から第二十七条までの
規定による環境影響評価その他の手続を行う
こと。

三 前二号に掲げるものの以外のもの 第十一
条第一項及び第十二条第一項の主務省令で定め
るところにより当該修正に係る部分について
対象事業に係る環境影響評価を行うこと。

2 事業者は、前項第一号に該当する場合を除
き、同項第三号の規定による環境影響評価を
行った場合には当該環境影響評価及び準備書に
係る環境影響評価の結果に、同号の規定による
環境影響評価を行わなかった場合には準備書に
係る環境影響評価の結果に係る次に掲げる事項

を記載した環境影響評価書(以下第二十六条ま
で、第二十九条及び第三十条において「評価書」
という)を、第二条第二項第一号イからワまで
に掲げる事業の種類ごとに主務省令で定めると
ころにより作成しなければならない。

一 第十四条第一項各号に掲げる事項
二 第十八条第一項の意見の概要
三 第二十条第一項の関係都道府県知事の意見
四 前二号の意見についての事業者の見解
(免許等を行う者等への送付)

第二十二条 事業者は、評価書を作成したとき
は、速やかに、次の各号に掲げる評価書の区分
に応じ当該各号に定める者にこれを送付しなけ
ればならない。

一 第二条第二項第一号イに該当する対象事業
(免許等に係るものに限り)に係る評価書
当該免許等を行う者

二 第二条第二項第二号イに該当する対象事業
(特定届出に係るものに限り)に係る評価書
当該特定届出の受理を行う者

三 第二条第二項第二号ロに該当する対象事業
に係る評価書 交付決定権者

四 第二条第二項第二号ハに該当する対象事業
に係る評価書 法人監督者

五 第二条第二項第二号ニに該当する対象事業
に係る評価書 第四条第一項第四号に定める
者

六 第二条第二項第二号ホに該当する対象事業
に係る評価書 第四条第一項第五号に定める
者

2 前項各号に定める者(環境庁長官を除く)が
次の各号に掲げる者であるときは、その者は、

評価書の送付を受けた後、速やかに、当該各号
に定める措置をとらなければならない。

一 内閣総理大臣若しくは各省大臣又は委員会
若しくは庁の長である国務大臣(次号及び第
二十六条第一項において「内閣総理大臣等」と
いう) 環境庁長官に当該評価書の写しを送
付して意見を求めること。

二 委員会若しくは庁の長(国務大臣を除く)。
又は国の行政機関の地方支分部局の長。その
委員会若しくは庁又は地方支分部局が置かれ
ている府若しくは省又は委員会若しくは庁の
長である内閣総理大臣等を経由して環境庁長
官に当該評価書の写しを送付して意見を求め
ること。

(環境庁長官の意見)

第二十三条 環境庁長官は、前条第二項各号の措
置がとられたときは、必要に応じ、政令で定め
る期間内に、同項各号に掲げる者に対し、評価
書について環境の保全の見地からの意見を書面
により述べることができる。この場合におい
て、同項第二号に掲げる者に対する意見は、同
号に規定する内閣総理大臣等を経由して述べる
ものとする。

(免許等を行う者等の意見)

第二十四条 第二十二条第一項各号に定める者
は、同項の規定による送付を受けたときは、必
要に応じ、政令で定める期間内に、事業者に対
し、評価書について環境の保全の見地からの意
見を書面により述べることができる。この場合
において、前条の規定による環境庁長官の意見
があるときは、これを勘案しなければならない。
い。

第二節 評価書の補正等

(評価書の再検討及び補正)

第二十五条 事業者は、前条の意見が述べられたときはこれを勘案して、評価書の記載事項に検討を加え、当該事項の修正を必要とするとき(当該修正後の事業者が対象事業に該当するときに限る。)は、次の各号に掲げる当該修正の区分に応じ当該各号に定める措置をとらなければならない。

一 第五条第一項第二号に掲げる事項の修正(事業規模の縮小、政令で定める軽微な修正その他の政令で定める修正に該当するものを除く。) 同条から第二十七条までの規定による環境影響評価その他の手続を経ること。

二 第五条第一項第一号、第十四条第一項第二号から第四号まで、第六号若しくは第八号又は第二十一条第二項第二号から第四号までに掲げる事項の修正(前号に該当する場合を除く。) 評価書について所要の補正をすること。

三 前二号に掲げるものの以外のもので、第十一条第一項及び第十二条第一項の主務省令で定めるところにより当該修正に係る部分について対象事業に係る環境影響評価を行うこと。

2 事業者は、前項第三号の規定による環境影響評価を行った場合には、当該環境影響評価及び評価書に係る環境影響評価の結果に基づき、第二十条第二項第一号イからワまでに掲げる事業の種類ごとに主務省令で定めるところにより評価書の補正をしなければならない。

3 事業者は、第一項第一号に該当する場合を除き、同項第二号又は前項の規定による補正後の

評価書の送付(補正を必要としない)と認めるときは、その旨の通知を、第二十一条第一項各号に掲げる評価書の区分に応じ当該各号に定める者に対してしなければならない。

(環境庁長官等への評価書の送付)

第二十六条 第二十一条第一項各号に定める者(環境庁長官を除く。)が次の各号に掲げる者であるときは、その者は、前条第三項の規定による送付又は通知を受けた後、当該各号に定める措置をとらなければならない。

一 内閣総理大臣等 環境庁長官に前条第三項の規定による送付を受けた補正後の評価書の写しを送付し、又は同項の規定による通知を受けた旨を通知すること。

二 委員会若しくは庁の長(国務大臣を除く。)又は国の行政機関の地方支分部局の長、その委員会若しくは庁又は地方支分部局が置かれている府若しくは省又は委員会若しくは庁の長である内閣総理大臣等を経由して環境庁長官に前条第三項の規定による送付を受けた補正後の評価書の写しを送付し、又は同項の規定による通知を受けた旨を通知すること。

2 事業者は、前条第三項の規定による送付又は通知をしたときは、速やかに、関係都道府県知事及び関係市町村長に評価書(前条第一項第二号又は同条第二項の規定による評価書の補正をしたときは、当該補正後の評価書。次条及び第三十三条から第三十八条までにおいて同じ。)これを要約した書類(次条において「要約書」という。)及び第二十四条の書面を送付しなければならない。

(評価書の公告及び縦覧)
第二十七条 事業者は、第二十五条第三項の規定

による送付又は通知をしたときは、総理府令で定めるところにより、評価書を作成した旨その他総理府令で定める事項を公告し、関係地域内において、評価書、要約書及び第二十四条の書面を公告の日から起算して一月間縦覧に供しなければならない。

第五章 対象事業の内容の修正等

(事業内容の修正の場合の環境影響評価その他の手続)

第二十八条 事業者は、第七条の規定による公告を行って前条の規定による公告を行うまでの間に第五条第一項第二号に掲げる事項を修正しようとする場合(第二十一条第一項又は第二十五条第一項の規定の適用を受ける場合を除く。)において、当該修正後の事業者が対象事業に該当するときは、当該修正後の事業について、第五条から前条までの規定による環境影響評価その他の手続を経なければならない。ただし、当該事項の修正が事業規模の縮小、政令で定める軽微な修正その他の政令で定める修正に該当する場合は、この限りでない。

(事業内容の修正の場合の第二種事業に係る判定)
第二十九条 事業者は、第七条の規定による公告を行ってから第二十七条の規定による公告を行うまでの間において、第五条第一項第二号に掲げる事項を修正しようとする場合において、当該修正後の事業者が第一種事業に該当するときは、当該修正後の事業について、第四十条第一項の規定の例により届出をすることができる。

2 第四十条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による届出について準用する。この場合にお

いて、同条第三項第一号中「その他の手続」とあるのは、「その他の手続(当該届出の時までにを行ったものを除く。)」と読み替えるものとする。

3 第一項の規定による届出をした者は、前項において準用する第四十条第三項第二号に規定する措置がとられたときは、方法書、準備書又は評価書の送付を当該事業者から受けた者にその旨を通知するとともに、総理府令で定めるところによりその旨を公告しなければならない。

(対象事業の廃止等)

第三十条 事業者は、第七条の規定による公告を行ってから第二十七条の規定による公告を行うまでの間において、次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、方法書、準備書又は評価書の送付を当該事業者から受けた者にその旨を通知するとともに、総理府令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

一 対象事業を実施しないこととしたとき。
二 第五条第一項第二号に掲げる事項を修正した場合において当該修正後の事業者が第一種事業又は第二種事業のいずれにも該当しないこととなったとき。

三 対象事業の実施を他の者に引き継いだとき。
2 前項第三号の場合において、当該引継ぎ後の事業者が対象事業であるときは、同項の規定による公告の日以前に当該引継ぎ前の事業者が行った環境影響評価その他の手続は新たに事業者となった者が行ったものとみなし、当該引継ぎ前の事業者について行われた環境影響評価その他の

の手続は新たに事業者となつた者について行われたものとみなす。

第六章 評価書の公告及び縦覧後の手続

(評価書の公告後における環境影響評価その他の手続の再実施)

第三十一条 事業者は、第二十七条の規定による公告を行つた後には、対象事業(第二十一条第一項、第二十五条第一項又は第二十八条の規定による修正があつた場合において当該修正後の事業が対象事業に該当するときは、当該修正後の事業を実施してはならない。

2 事業者は、第二十七条の規定による公告を行つた後に第五号第一項第二号に掲げる事項を変更しようとする場合において、当該変更が事業規模の縮小、政令で定める軽微な変更その他の政令で定める変更にあつたときは、この法律の規定による環境影響評価その他の手続を経ることを要しない。

3 第一項の規定は、第二十七条の規定による公告を行つた後に第五号第一項第二号に掲げる事項を変更して当該事業を実施しようとする者(前項の規定により環境影響評価その他の手続を経ることを要しないこととされる事業者を除く。)について準用する。この場合において、第一項中「公告」とあるのは、「公告(同条の規定による公告を行つた後、この法律の規定による環境影響評価その他の手続を再び経た後に行うものに限る。)」と読み替へるものとする。

4 事業者は、第二十七条の規定による公告を行つた後に対象事業の実施を他の者に引き継いだ場合には、総理府令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。この場合において、前条第二項の規定は、当該引継ぎにつ

いて準用する。

第三十二条 事業者は、第二十七条の規定による公告を行つた後には、対象事業実施区域及びその周囲の環境の状況の変化その他の特別の事情により、対象事業の実施において環境の保全上の適正な配慮をするために第十四条第一項第五号又は第七号に掲げる事項を変更する必要があると認めるときは、当該変更後の対象事業について、更に第五号から第二十七号まで又は第十一

条から第二十七号までの規定の例による環境影響評価その他の手続を行うことができる。

2 事業者は、前項の規定により環境影響評価その他の手続を行うこととしたときは、遅滞なく、総理府令で定めるところにより、その旨を公告するものとする。

3 第二十八条から前条までの規定は、第一項の規定により環境影響評価その他の手続が行われる対象事業について準用する。この場合において、同条第一項中「公告」とあるのは、「公告(次条第一項に規定する環境影響評価その他の手続を行つた後に行うものに限る。)」と読み替へるものとする。

(免許等に係る環境の保全の配慮についての審査等)

第三十三条 対象事業に係る免許等を行う者は、当該免許等の審査に際し、評価書の記載事項及び第二十四条の書面に基いて、当該対象事業につき、環境の保全についての適正な配慮がなされるものであるかどうかを審査しなければならない。

2 前項の場合においては、次の各号に掲げる当該免許等(次項に規定するものを除く。)の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

一 一定の基準に該当している場合には免許等を行うものとする旨の法律の規定であつて政令で定めるものに係る免許等

当該免許等を行う者は、当該免許等に係る当該規定にかかわらず、当該規定に定める当該基準に関する審査と前項の規定による環境の保全に関する審査の結果を併せて判断するものとし、当該基準に該当している場合であっても、当該判断に基づき、当該免許等を拒否する処分を行ない、又は当該免許等に必要となる条件を付することができるとする。

二 一定の基準に該当している場合には免許等を行わないものとする旨の法律の規定であつて政令で定めるものに係る免許等

当該免許等を行う者は、当該免許等に係る当該規定にかかわらず、当該規定に定める当該基準に該当している場合のほか、対象事業の実施による利益に関する審査と前項の規定による環境の保全に関する審査の結果を併せて判断するものとし、当該判断に基づき、当該免許等を拒否する処分を行ない、又は当該免許等に必要となる条件を付することができるとする。

三 免許等を行ない又は行わない基準を法律の規定で定めていない免許等(当該免許等に係る法律の規定で政令で定めるものに係るものに限る。)

当該免許等を行う者は、対象事業の実施による利益に関する審査と前項の規定による環境の保全に関する審査の結果を併せて判断するものとし、当該判断に基づき、当該

免許等を拒否する処分を行ない、又は当該免許等に必要となる条件を付することができるものとする。

3 対象事業に係る免許等であつて対象事業の実施において環境の保全についての適正な配慮がなされるものでなければ当該免許等を行わないものとする旨の法律の規定があるものを行う者は、評価書の記載事項及び第二十四条の書面に基いて、当該法律の規定による環境の保全に関する審査を行うものとする。

4 前各項の規定は、第二号第二項第二号ホに該当する対象事業に係る免許、特許、許可、認可又は承認(同号ホに規定するものに限る。)について準用する。

(特定届出に係る環境の保全の配慮についての審査等)

第三十四条 対象事業に係る特定届出を受理した者は、評価書の記載事項及び第二十四条の書面に基いて、当該対象事業につき、環境の保全についての適正な配慮がなされるものであるかどうかを審査し、この配慮に欠けると認めるときは、当該特定届出に係る法律の規定にかかわらず、当該特定届出をした者に対し、当該規定によつて勧告又は命令をすることができるとされ

て期間(当該特定届出の受理の時に評価書の送付を受けていないときは、その送付を受けた日から起算する当該期間)内において、当該特定届出に係る事項の変更を求める旨の当該規定による勧告又は命令をすることができ

る。

(交付決定権者の行う環境の保全の配慮について
の審査等)

第三十五条 対象事業に係る交付決定権者は、評価書の記載事項及び第二十四条の書面に基づいて、当該対象事業につき、環境の保全についての適正な配慮がなされるものであるかどうかを審査しなければならない。この場合において、当該審査は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第六条第一項の規定による調査として行うものとする。

(法人監督者の行う環境の保全の配慮について
の審査等)

第三十六条 対象事業に係る法人監督者は、評価書の記載事項及び第二十四条の書面に基づいて、当該対象事業につき、環境の保全についての適正な配慮がなされるものであるかどうかを審査し、当該法人に対する監督を通じて、この配慮がなされることを確保するようにしなければならない。

(主任の大臣の行う環境の保全の配慮について
の審査等)

第三十七条 対象事業に係る第四条第一項第四号又は第五号に定める主任の大臣は、評価書の記載事項及び第二十四条の書面に基づいて、当該対象事業につき、環境の保全についての適正な配慮がなされるものであるかどうかを審査し、この配慮がなされることを確保するようにしなければならない。

(事業者の環境の保全の配慮等)

第三十八条 事業者は、評価書に記載されているところにより、環境の保全についての適正な配慮をして当該対象事業を実施するようにしなければならない。

2 この章の規定による環境の保全に関する審査

を行うべき者が事業者の地位を兼ねる場合には、当該審査を行うべき者は、当該審査に係る業務に従事するその者の職員を当該事業の実施に係る業務に従事させないよう努めなければならない。

第七章 環境影響評価その他の手続の特例

等

第一節 都市計画に定められる対象事業等に関する特例

(都市計画に定められる第一種事業等)

第三十九条 第二種事業が都市計画法(昭和四十四年法律第百号)第四十七条に規定する市街地開発事業(以下「市街地開発事業」という。)として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該第二種事業又は第二種事業に係る施設が同条第五項に規定する都市施設(以下「都市施設」という。)として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る第二種事業については、第四條第一項の規定による届出(同項後段の規定による書面の作成を含む。次項において同じ。)は、次項に定めるところにより、同法第十五条第一項の都道府県知事又は市町村(同法第二十二條第一項の場合にあつては、同項の建設大臣又は市町村。以下「都市計画決定権者」という。)で当該都市計画の決定又は変更をするものが当該第二種事業を実施しようとする者に代わるものとして行うものとする。

2 前項の規定により都市計画決定権者が届出を行う場合における第四條の規定の適用について

は、同条第一項中「第二種事業を実施しようとする者(国が行う事業にあつては当該事業の実施を担当する行政機関(地方支分部局を含む。))の長、委託に係る事業にあつてはその委託をしようとする者。以下同じ。とあるのは、第三十九條第一項の都市計画決定権者(以下「都市計画決定権者」という。))は、第二種事業又は第二種事業に係る施設を都市計画法(昭和四十四年法律第百号)の規定により都市計画に定めようとするとき、「主務省令」とあるのは、主務省令・建設省令と、「その氏名及び住所(法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地」とあるのは、都市計画決定権者の名称」と、「氏名等」とあるのは「名称等」と、「第二種事業の区分」とあるのは「当該都市計画に係る第二種事業の区分」と、「定める者」とあるのは「定める者(当該都市計画が都市計画法第十八條第三項同法第二十一條第二項において準用する場合を含む。))の規定による認可又は同法第十九條第一項(同法第二十一條第二項において準用する場合及び同法第二十二條第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。))の規定による承認(以下「都市計画認可」という。))を要するものである場合にあつては、都市計画認可を行う建設大臣又は都道府県知事(以下「都市計画認可権者」という。))及び次の各号に掲げる当該都市計画に係る第二種事業の区分に応じ当該各号に定める者」と、「第四号又は第五号に掲げる第二種事業を実施しようとする者が第四号又は第五号に定める主任の大臣であるときは、主任の大臣であるのは「都市計画認可を要しない都市計画に係る都市計画決定権者

は、次の各号に定める者」と、「代えて」とあるのは「併せて」と、同条第二項中「定める者」とあるのは「定める者及び都市計画認可権者又は同項後段の都市計画決定権者」と、「第二十九條第一項」とあるのは、第四十條第二項の規定により読み替えて適用される第二十九條第一項と、同条第三項中「定める者」とあるのは「定める者及び都市計画認可権者又は同項後段の都市計画決定権者」と、「主務省令」とあるのは、主務省令・建設省令と、同項第一号及び第二号中「及び前項の都道府県知事(第一項後段の場合にあつては、前項の都道府県知事)」とあるのは「前項の都道府県知事及び当該第二種事業を実施しようとする者(第一項後段の場合にあつては、前項の都道府県知事及び当該第二種事業を実施しようとする者)と、同条第四項中「当該事業を実施しよう」とあるのは「当該事業又は当該事業に係る施設を都市計画法の規定により都市計画に定めよう」と、同条第五項中「第三項第二号」とあるのは「第一項各号に定める者及び都市計画認可権者又は同項後段の都市計画決定権者のすべてにより第三項第二号と、第二十九條第二項」とあるのは「第四十條第二項の規定により読み替えて適用される第二十九條第二項」と、「とらるるまで(当該第二種事業に係る第一項各号に定める者が二以上である場合にあつては、当該各号に定める者のすべてにより当該措置がとられるまで)」とあるのは「とらるるまで」と、同条第六項中「第二種事業を実施しようとする者」とあるのは「都市計画決定権者」と、「同項第四号又は第五号に定める主任の大臣以外の者にあつてはこの法律」とあるのは「この法律」

官 報 (号 外)

と、「同項各号」とあるのは、「届出に係る都市計画が都市計画認可を要するものであるときは同項各号」と、「定める者に書面により通知し、これらの主任の大臣にあってはその旨の書面を作成」とあるのは「定める者及び都市計画認可権者に、都市計画認可を要しないものであるときは同項各号に掲げる第二種事業の区分に応じ当該各号に定める者に書面により通知」と、同条第七項中「受け、又は同項の規定により書面を作成した者は、当該通知又は書面の作成」とあるのは「受けた者は、当該通知」と、「都道府県知事に当該通知又は作成」とあるのは「都道府県知事及び当該第二種事業を実施しようとする者に当該通知」と、同条第八項中「通知又は書面の作成」とあるのは「通知」と、同条第九項中「主務省令」とあるのは「主務省令・建設省令」と、「が環境庁長官」とあるのは「及び建設大臣が環境庁長官」と、同条第十項中「が定めるべき」とあるのは「及び建設大臣が定めるべき」とする。

(都市計画に定められる対象事業等)

第四十条 対象事業が市街地開発事業として都市計画法の規定により都市計画に定められる場合における当該対象事業又は対象事業に係る施設が都市施設として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る対象事業については、第五条から第三十八条までの規定により行ふべき環境影響評価その他の手続は、次項、次条、第四十三条、第四十四条及び第四十六条に定めるところにより、当該都市計画に係る都市計画決定権者が当該対象事業に係る事業者に代わるものとして、当該対象事業又は対象事業に係る施設(以下「対象事業等」と

いう。)に関する都市計画の決定又は変更をする手続と併せて行ふものとする。この場合において、第五条第二項、第十四条第二項並びに第三十条第一項第三号及び第一項の規定は、適用しない。

2 前項の規定により都市計画決定権者が環境影響評価その他の手続を行ふ場合における第五条から第三十八条まで(第五条第二項、第十四条第二項並びに第三十条第一項第三号及び第二項を除く。)の規定の適用については、第五条第一項中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、「対象事業」とあるのは「第四十条第一項の対象事業等(第二十八条及び第三十条第一項第一号において「対象事業等」という。)を都市計画法の規定により都市計画に定めようとする場合における当該都市計画に係る対象事業(以下「都市計画対象事業」という。))と、「主務省令」とあるのは「主務省令・建設省令」と、同項第一号中「氏名及び住所法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地」とあるのは「名称」と、同項第二号中「対象事業」とあるのは「都市計画対象事業」と、同項第三号中「対象事業」とあるのは「都市計画決定権者が、同項第四号中「対象事業」とあるのは「都市計画対象事業」と、第六条第一項中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、「対象事業」とあるのは「都市計画決定権者」と、第七条から第十条まで及び第十一条第一項中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、同項中「対象事業」とあるのは「都市計画決定権者」と、同条第二項中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、第十二条第一項及び第十四条第一項中「事業者」と

あるのは「都市計画決定権者」と、「対象事業」とあるのは「都市計画決定権者」と、同項中「主務省令」とあるのは「主務省令・建設省令」と、第十五条中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、「対象事業」とあるのは「都市計画決定権者」と、第十六条から第二十条まで及び第二十一条第一項中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、同条第三号中「対象事業」とあるのは「都市計画決定権者」と、同条第二項中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、「主務省令」とあるのは「主務省令・建設省令」と、第二十二條第一項中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、「定める者」とあるのは「定める者(評価書に係る都市計画が都市計画認可を要するものである場合にあつては、都市計画認可権者及び次の各号に掲げる評価書の区分に応じ当該各号に定める者)」と、同条第二項中「環境庁長官を除く。」とあるのは「環境庁長官を除く。」又は都市計画認可権者若しくは都市計画認可を要しない都市計画に係る都市計画決定権者」と、「受けた」とあるのは「受け、又はした」と、第二十四条中「定める者」とあるのは「定める者及び都市計画認可権者」と、「事業者」に対し、評価書」とあるのは「都市計画決定権者に対し、前条の規定による環境庁長官の意見があるときはこれを勧案して、評価書」と、「前条の規定による環境庁長官の意見があるときは」とあるのは「第二十一条第一項各号に定める者は都市計画認可権者を經由して意見を述べるものとし、当該都市計画認可権者が意見を述べるときは」と、第二十五条第一項中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、「を勧案」とあるのは

「(都市計画決定権者が建設大臣である場合にあっては、同条の意見及び第二十三条の規定により環境庁長官が当該都市計画決定権者に対し述べた意見を勧案)」と、同条第三号中「対象事業」とあるのは「都市計画決定権者」と、同条第二項中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、「主務省令」とあるのは「主務省令・建設省令」と、同条第三項中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、「定める者」に対しては「都市計画決定権者」と、「定める者」に対しては「(評価書に係る都市計画が都市計画認可を要するものである場合にあつては、都市計画認可権者及び同項各号に掲げる評価書の区分に応じ当該各号に定める者)に対してしなければならない。この場合において、都市計画決定権者が建設大臣又は都道府県知事であるときは、都市計画地方審議会の議を経るものとする」と、第二十六条第一項中「環境庁長官を除く。」とあるのは「環境庁長官を除く。」又は都市計画認可権者若しくは都市計画認可を要しない都市計画に係る都市計画決定権者」と、「受けた」とあるのは「受け、又はした」と、同条第二項中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、「及び関係市町村長」とあるのは、関係市町村長及び第四十条第一項の事業者」と、第二十七条及び第二十八条中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、同条中「修正しよう」とあるのは「修正して対象事業等を都市計画法の規定により都市計画に定めよう」と、第二十九条第一項中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、「修正しよう」とあるのは「修正して当該修正後の事業又は当該修正後の事業に係る施設を都市計画法の規定により

第四十三条 第四十条第二項の規定により読み替えて適用される第二十七条の規定による公告を

行った後に、都市計画決定権者が第四十条第二項の規定により読み替えて適用される第五十五条第一項第二号に掲げる事項の変更に係る都市計画の変更をしようとする場合における当該事項の変更については、第三十一条第二項及び第三項の規定に基づいて経るべき環境影響評価その他の手続は、次項に定めるところにより、当該都市計画決定権者が当該事項の変更に係る事業者に代わるものとして、当該都市計画の変更をする手続と併せて行うものとする。

2 前項の場合における第三十一条第二項及び第三項の規定の適用については、同条第二項中「事業者は、第二十七条とあるのは「都市計画決定権者は、第四十条第二項の規定により読み替えて適用される第二十七条」と、「第五十五条第一項第二号とあるのは「第四十条第二項の規定により読み替えて適用される第五十五条第一項第二号」と、を「変更」とあるのは「の変更に係る都市計画の変更」と、「当該変更」とあるのは「当該事項の変更」と、同条第三項中「第一項の規定は、第二十七条とあるのは「第三十一条第一項の規定は、都市計画決定権者が第四十条第二項の規定により読み替えて適用される第二十七条」と、「第五十五条第一項第二号」とあるのは「第四十条第二項の規定により読み替えて適用される第五十五条第一項第二号」と、「当該事業」とあるのは「当該事業に係る都市計画の変更をしようとする場合における当該都市計画に係る事業」と、「事業者」とあるのは「都市計画に係る事業者」と、「第一項中」とあるのは「第三十一条第一項中」「第二十七条」とあるのは「第四十条第二項の規定により読み替えて適用される第二十七条

条」と、「を行」とあるのは「が行われ」と、「行うものに限る。」とあるのは「行われるものに限る。」と、「を行う」とあるのは「が行われる」と、「第二十一条第一項」とあるのは「第四十条第二項の規定により読み替えて適用される第二十一条第一項」とする。

(事業者の行う環境影響評価との調整)

第四十四条 事業者が第五十五条の規定により方法書を作成してから第七十条の規定による公告を行うまでの間において、当該方法書に係る対象事業等を都市計画に定めようとする都市計画決定権者が、当該方法書に係る対象事業が第一種事業である場合にあつては事業者(事業者が既に第六十条第一項の規定により当該方法書を送付しているときは、事業者及びその送付を受けた者)に、第二種事業である場合にあつては事業者並びに第四十条第一項の規定による届出を当該事業者から受理した者及び同条第二項の都道府県知事(事業者が既に第六十条第一項の規定により当該方法書を送付しているときは、事業者並びに第四十条第一項の規定による届出を当該事業者から受理した者及び当該方法書の送付を受けた者)にその旨を通知したときは、当該都市計画に係る対象事業についての第四十条第一項の規定は、事業者がその通知を受けたときから適用する。この場合において、事業者は、その通知を受けた後、直ちに当該方法書を都市計画決定権者に送付しなければならない。

2 前項の場合において、その通知を受ける前に事業者が行った環境影響評価その他の手続は都市計画決定権者が行ったものとみなし、事業者に対して行われた手続は都市計画決定権者に対

して行われたものとみなす。

3 事業者が第七十条の規定による公告を行つてから第十六条の規定による公告を行うまでの間において、これらの公告に係る対象事業等を都市計画に定めようとする都市計画決定権者が事業者及び方法書又は準備書の送付を当該事業者から受けた者(これらの公告に係る対象事業者が第二種事業である場合にあつては、これらの者及び第四十条第一項の規定による届出を当該事業者から受理した者)にその旨を通知したときは、事業者は、当該対象事業に係る準備書を作成していない場合にあつては作成した後速やかに、準備書を既に作成している場合にあつては通知を受けた後直ちに、当該準備書を都市計画決定権者に送付するものとする。この場合において、当該都市計画に係る対象事業について、第四十条第一項の規定は、都市計画決定権者が当該準備書の送付を受けたときから適用する。

4 第二項の規定は、前項の規定による送付が行われる前の手続について準用する。

5 事業者が第十六条の規定による公告を行つてから第二十七条の規定による公告を行うまでの間において、第三項の都市計画につき都市計画法第十七条第一項の規定による公告が行われたときは、当該都市計画に係る対象事業については、引き続き第三章及び第四章の規定による環境影響評価その他の手続を行うものとし、第四十条第一項の規定は、適用しない。この場合において、事業者は、第二十七条の規定による公告を行った後、速やかに、都市計画決定権者に当該公告に係る同条の評価書(次条において「評

価書」という。)を送付しなければならない。

(事業者が環境影響評価を行う場合の都市計画法の特例)

第四十五条 前条第五項の規定により評価書の送付を受けた都市計画決定権者は、同項の都市計画を定めようとするときに都市計画認可を要する場合においては、都市計画認可権者に当該評価書を送付しなければならない。

2 前項の都市計画について都市計画法第十八条(同法第二十一条第二項において準用する場合を含む)、同法第十八条第一項及び第二項にあつては同法第二十一条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)又は同法第十九条(同法第二十一条第二項において準用する場合及び同法第二十一条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定が適用される場合には、第四十二条第二項の規定は都市計画決定権者が前条第五項の規定により送付を受けた評価書に係る対象事業等を都市計画に定めようとする場合について、第四十二条第三項の規定は当該都市計画について都市計画認可権者が都市計画認可を行う場合について準用する。この場合において、同条第二項中「第四十条第二項の規定により読み替えて適用される」とあるのは「第四十四条第五項の規定により送付を受けた」と、同条第三項中「前項の都市計画」とあるのは「第四十五条第一項の都市計画」と、「記載事項及び第四十条第二項の規定により読み替えて適用される第二十四条の書面」とあるのは「記載事項」と読み替えるものとする。

市町村長」と、同条第三項中「前項」とあるのは「第二十条第二項において準用する前項」と、「前条の書類に記載された意見」とあるのは「第十九条の書類に記載された意見及び事業者の見解」と読み替えるものとする」とあるのは「は、同項の規定による当該市町村長の意見を勘案するとともに、前条の書類に記載された意見及び港湾管理者の見解に配慮するものとする」と、第二十一条第一項中「事業者」とあるのは「港湾管理者」と、「事業が対象事業」とあるのは「港湾計画が対象港湾計画」と、同項第一号中「第五号第一項第二号」とあるのは「第十四条第一項第二号」と、「事業規模」とあるのは「港湾計画に定められる港湾開発等の規模」と、「同条から」とあるのは「第十一条から」と、「環境影響評価」とあるのは「港湾環境影響評価」と、同項第二号中「第五号第一項第一号又は第十四条第一項第二号から第四号まで、第六号若しくは第八号」とあるのは「第十四条第一項第一号、第六号又は第八号」と、「次条から第二十七条まで」とあるのは「第二十七条」と、「環境影響評価」とあるのは「港湾環境影響評価」と、同項第三号中「対象事業に係る環境影響評価」とあるのは「対象港湾計画に定められる港湾開発等に係る港湾環境影響評価」と、同条第二項中「事業者」とあるのは「港湾管理者」と、「環境影響評価」とあるのは「港湾環境影響評価」と、「環境影響評価書」とあるのは「港湾環境影響評価書」と、「以下第二十六条まで、第二十九条」とあるのは「第二十七条」と、「第二号第二項第一号イからワまでに掲げる事業の種類」とに主務省令」とあるのは「主務省令」と、第二十七条中「事業者」とあるのは

「港湾管理者」と、「第二十五条第三項の規定による送付又は通知」とあるのは「第二十一条第二項の規定により評価書を作成」と、「評価書、要約書及び第二十四条の書面」とあるのは「評価書及びこれを要約した書類」と、第五章の章名中「対象事業」とあるのは「対象港湾計画」と、第二十八条の見出し中「事業内容」とあるのは「港湾計画の内容」と、「環境影響評価」とあるのは「港湾環境影響評価」と、同条中「事業者」とあるのは「港湾管理者」と、「第七条」とあるのは「第十六条」と、「第五号第一項第二号」とあるのは「第十四条第一項第二号」と、「第二十一条第一項又は第二十五条第一項」とあるのは「第二十一条第一項」と、「事業が対象事業」とあるのは「港湾計画が対象港湾計画」と、「事業」とあるのは「港湾計画に定められる港湾開発等」と、「第五号から」とあるのは「第十一条から」と、「環境影響評価」とあるのは「港湾環境影響評価」と、「事業規模」とあるのは「港湾計画に定められる港湾開発等の規模」と、第三十条の見出し中「対象事業の廃止」とあるのは「対象港湾計画の決定等の中止」と、同条第一項中「事業者」とあるのは「港湾管理者」と、「第七条」とあるのは「第十六条」と、「方法書、準備書」とあるのは「準備書」と、同項第一号中「対象事業を実施しない」とあるのは「対象港湾計画の決定又は決定後の対象港湾計画の変更をしない」と、同項第二号中「第五号第一項第二号」とあるのは「第十四条第一項第二号」と、「事業が第一種事業又は第二種事業のいずれにも」とあるのは「港湾計画が対象港湾計画」と、第三十一条の見出し中「対象事業の実施」とあるのは「対象港湾計画の

決定又は決定後の対象港湾計画の変更」と、同条第一項中「事業者」とあるのは「港湾管理者」と、「対象事業」とあるのは「対象港湾計画」と、「第二十五条第一項又は第二十八条」とあるのは「又は第二十八条」と、「事業が」とあるのは「港湾計画」と、「事業を実施」とあるのは「港湾計画」と、以下この条において同じの決定又は決定後の対象港湾計画の変更」と、同条第二項中「事業者」とあるのは「港湾管理者」と、「第五号第一項第二号」とあるのは「第十四条第一項第二号」と、「事業規模」とあるのは「港湾計画に定められる港湾開発等の規模」と、「環境影響評価」とあるのは「港湾環境影響評価」と、同条第三項中「第五号第一項第二号」とあるのは「第十四条第一項第二号」と、「当該事業を実施」とあるのは「当該港湾計画の決定又は決定後の当該港湾計画の変更」と、「環境影響評価」とあるのは「港湾環境影響評価」と、「事業者」とあるのは「港湾管理者」と読み替えるものとする。

3 港湾管理者は、対象港湾計画の決定又は決定後の対象港湾計画の変更を行う場合には、港湾法に定めるところによるほか、前項において準用する第二十一条第二項の港湾環境影響評価書に記載されているところにより、当該港湾計画に定められる港湾開発等に係る港湾環境影響について配慮し、環境の保全が図られるようにするものとする。

第八章 雑則

(地方公共団体との連絡)

第四十九条 事業者等は、この法律の規定による公告若しくは縦覧又は説明会の開催について、関係する地方公共団体と密接に連絡し、必要が

あると認めるときはこれに協力を求めることができる。

(国の配慮)

第五十条 国は、地方公共団体(港湾管理者を含む。)が国の補助金等の交付を受けて対象事業の実施(対象港湾計画の決定又は変更を含む。)をする場合には、この法律の規定による環境影響評価その他の手続に要する費用について適切な配慮をするものとする。

(技術開発)

第五十一条 国は、環境影響評価に必要な技術の向上を図るため、当該技術の研究及び開発の推進並びにその成果の普及に努めるものとする。

(適用除外等)

第五十二条 この法律の規定は、放射性物質による大気汚染、水質汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)及び土壌の汚染については、適用しない。

2 第二章から第七章までの規定は、災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百一十三号)第八十七條の規定による災害復旧の事業又は同法第八十八條第二項に規定する事業、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十一号)第八十四条の規定が適用される場合における同条第一項の都市計画に定められる事業又は同項に規定する事業及び被災市街地復興特別措置法(平成七年法律第十四号)第五号第一項の被災市街地復興推進地域において行われる同項第三号に規定する事業については、適用しない。

(命令の制定とその経過措置)

第五十三条 第二十一条第二項又は第三項の規定に基づく政令であつてその制定又は改廃により新た

に対象事業となる事業(新たに第二種事業となる事業のうち第四号第三項第一号(第三十九号第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。))の措置がとられたものを含む。以下「新規対象事業等」という。があるもの(以下この条及び次条第一項において「対象事業等政令」という。))の施行の際、当該新規対象事業等について、条例又は行政手続法(平成五年法律第八十八号)第三十八号に規定する行政指導(地方公共団体が同条の規定の例により行うものを含む。))その他の措置(以下「行政指導等」という。))の定めるところに従って作成された次の各号に掲げる書類(対象事業等政令の施行に際し次項の規定により指定されたものに限り。))があるときは、当該書類は、それぞれ当該各号に定める書類とみなす。

- 一 環境影響評価の項目を記載した書類であつて環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する地方公共団体の長(以下この項において「関係地方公共団体の長」という。))に対する送付、縦覧その他の第三者の意見を聴くための手続を経たものであると認められるもの 第七号の手続を経た方法書
- 二 前号に掲げる書類に対する環境の保全の見地からの意見の概要を記載した書類であつて関係地方公共団体の長に対する送付の手続を経たものであると認められるもの 第九号の手続を経た同条の書類
- 三 関係地方公共団体の長が第一号に掲げる書類について環境の保全の見地からの意見を述べたものであると認められる書類 第十号第一項の書類

四 環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの一般の意見を聴くための準備として作成された書類であつて第十六号の公告及び縦覧並びに第十七号第一項又は第四項後段の規定による周知のための措置に相当する手続を経たものであると認められるもの 第十号及び第十七号の手続を経た準備書

五 前号に掲げる書類に対する環境の保全の見地からの意見の概要を記載した書類であつて関係地方公共団体の長に対する送付の手続を経たものであると認められるもの 第十九号の手続を経た同条の書類

六 関係地方公共団体の長が第四号に掲げる書類について環境の保全の見地からの意見を述べたものであると認められる書類 第二十号第一項の書類

- 七 前号の意見が述べられた後に第四号に掲げる書類の記載事項の検討を行った結果を記載したものであると認められる書類 第二十一号第二項の評価書
- 八 関係する行政機関の意見が述べられる機会が設けられており、かつ、その意見を勘案して第四号又は前号に掲げる書類の記載事項の検討を行った結果を記載したものであると認められる書類 第二十六号第二項の評価書
- 九 第二十七号の公告に相当する公開の手続を経たものであると認められる書類 同条の手続を経た評価書
- 2 前項各号に掲げる書類は、当該書類の作成の根拠が条例又は行政指導等(地方公共団体に係るものに限る。))であるときは環境庁長官が当該地方公共団体の意見を聴いて、行政指導等(国

の行政機関に係るものに限る。))であるときは主務大臣が環境庁長官(第一種事業若しくは第二種事業が市街地開発事業として都市計画法の規定により都市計画に定められる場合における当該第一種事業若しくは第二種事業又は第一種事業若しくは第二種事業に係る施設が都市施設として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る第一種事業若しくは第二種事業について当該都市計画を定める都市計画決定権者が環境影響評価その他の手続を行うものとする旨を定める行政指導等)にあっては、建設大臣が主務大臣及び環境庁長官に協議して、それぞれ指定するものとする。

- 3 前項の規定による指定の結果は、公表するものとする。
- 4 前三項(第一項第一号から第三号まで及び第八号を除く。))の規定は、第四十八号第一項の規定に基づく政令の制定又は改廃により新たに同項の対象港湾計画となつた港湾計画について準用する。この場合において、第一項中「第二項第一項又は第三項の規定に基づく政令であつてその制定又は改廃により新たに対象事業となる事業(新たに第二種事業となる事業のうち第四号第三項第一号(第三十九号第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。))の措置がとられたものを含む。以下「新規対象事業等」という。))があるもの(以下この条及び次条第一項において「対象事業等政令」という。))とあるのは「第四十八号第一項の政令(以下この条において「対象港湾計画政令」という。))と、当該新規対象事業等とあるのは、第四項に規定する港湾計画」と、「対象事業等政令の施行」とあるのは

「対象港湾計画政令の施行」と、同項第四号中「環境影響評価」とあるのは「港湾環境影響評価」と、第十六号の公告とあるのは「第四十八号第二項において準用する第十六号の公告」と、「第十七号第一項とあるのは「第四十八号第二項において準用する第十七号第一項」と、「第十六号及び第十七号の手続を経た準備書」とあるのは「第四十八号第二項において準用する第十六号及び第十七号の手続を経た第四十八号第二項において準用する第十四号の港湾環境影響評価準備書」と、同項第五号中「第十九号とあるのは「第四十八号第二項において準用する第十九号」と、同項第六号中「第二十号第一項」とあるのは「第四十八号第二項において準用する第二十号第一項」と、同項第七号中「第二十一号第二項の評価書」とあるのは「第四十八号第二項において準用する第二十一号第二項の港湾環境影響評価書」と、同項第九号中「第二十七号とあるのは「第四十八号第二項において準用する第二十七号」と、「評価書とあるのは「港湾環境影響評価書」と、第二項中「環境庁長官(第一種事業若しくは第二種事業が市街地開発事業として都市計画法の規定により都市計画に定められる場合における当該第一種事業若しくは第二種事業又は第一種事業若しくは第二種事業に係る施設が都市施設として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る第一種事業若しくは第二種事業について当該都市計画を定める都市計画決定権者が環境影響評価その他の手続を行うものとする旨を定める行政指導等)にあっては、建設大臣が主務大臣及び環境庁長官」とあるのは「環境庁長官」と読み替えるものとする。

第五十四条 新規対象事業等であつて次に掲げるもの(第一号から第四号までに掲げるものにあつては、対象事業等政令の施行の日(以下この条において「政令施行日」という。)以後その内容を変更せず、又は事業規模を縮小し、若しくは政令で定める軽微な変更その他の政令で定める変更のみをして実施されるものに限る。)については、第二章から第七章までの規定は、適用しない。

一 第二条第二項第二号イに該当する事業であつて、政令施行日前に免許等が与えられ、又は特定届出がなされたもの

二 第二条第二項第二号ロに該当する事業であつて、政令施行日前に同号ロに規定する国の補助金等の交付の決定がなされたもの

三 前二号に掲げるもののほか、法律の規定により定められる国の計画で政令で定めるものに基づいて実施される事業であつて、政令施行日前に当該国の計画が定められたもの

四 前二号に掲げるもののほか、政令施行日前に都市計画法第十七条第一項の規定による公告が行われた同法の都市計画に定められた事業(当該都市計画に定められた都市施設に係る事業を含む。以下同じ。)

五 前二号に掲げるもののほか、第二条第二項第二号ハからホまでに該当する新規対象事業等であつて、政令施行日から起算して六月を経過する日までに実施されるもの

2 前項の場合において、当該新規対象事業等について政令施行日前に条例の定めるところに従つて前条第一項各号に掲げる書類のいずれかが作成されているときは、第六十条の規定にか

かわらず、当該条例の定めるところに従つて引き続き当該事業に係る環境影響評価その他の手続を行うことができる。

3 第一項各号に掲げる事業に該当する事業であつて、政令施行日以後の内容の変更(環境影響の程度を低減するものとして政令で定める条件に該当するものに限る。)により新規対象事業等として実施されるものについては、第二章から第七章までの規定は、適用しない。

第五十五条 前条第一項各号に掲げる事業に該当する新規対象事業等を実施しようとする者は、同項の規定にかかわらず、当該新規対象事業等について、第五条から第二十七条まで又は第十一条から第二十七条までの規定の例による環境影響評価その他の手続を行うことができる。

2 第二十八条から第三十一条まで及び第三十二条第二項の規定は、前項の規定により環境影響評価その他の手続を行う対象事業について準用する。この場合において、これらの規定中「事業者」とあるのは、「第五十五条第一項に規定する新規対象事業等を実施しようとする者」と読み替へるものとする。

第五十六条 前三条に定めるもののほか、この法律に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置を定めることができる。

(政令への委任)
第五十七条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

(主務大臣等)

第五十八条 この法律において主務大臣は、次の各号に掲げる事業及び港湾計画の区分に応じ、当該各号に定める大臣とする。

一 第二条第二項第二号イに該当する事業 免許等又は特定届出に係る事務を所掌する主任の大臣

二 第二条第二項第二号ロに該当する事業 交付決定権者の行う決定に係る事務を所掌する主任の大臣

三 第二条第二項第二号ハに該当する事業 法人監督者が行う監督に係る事務を所掌する主任の大臣

四 第二条第二項第二号ニに該当する事業 当該事業の実施に関する事務を所掌する主任の大臣

五 第二条第二項第二号ホに該当する事業 当該事業の実施に関する事務を所掌する主任の大臣及び当該事業に係る同号ホの免許、特許、許可、認可若しくは承認又は届出に係る事務を所掌する主任の大臣

六 港湾計画 運輸大臣

2 この法律において、主務省令とは主務大臣の発する命令(主務大臣が総理府の外局の長であるときは、総理府令)とし、主務省令・建設省令とは主務大臣(主務大臣が総理府の外局の長であるときは、内閣総理大臣)及び建設大臣の発する命令(主務大臣が建設大臣であるときは、建設大臣の発する命令)とする。

(他の法律との関係)

第五十九条 第二条第二項第一号ホに掲げる事業の種類に該当する第一種事業又は第二種事業に

係る環境影響評価その他の手続については、この法律及び電気事業法の定めるところによる。

(条例との関係)

第六十条 この法律の規定は、地方公共団体が次に掲げる事項に關し条例で必要な規定を定めることを妨げるものではない。

一 第二種事業及び対象事業以外の事業に係る環境影響評価その他の手続に関する事項

二 第二種事業又は対象事業に係る環境影響評価についての当該地方公共団体における手続に關する事項(この法律の規定に反しないものに限る。)

(地方公共団体の施策におけるこの法律の趣旨の尊重)

第六十一条 地方公共団体は、当該地域の環境に影響を及ぼす事業について環境影響評価に關し必要な施策を講ずる場合においては、この法律の趣旨を尊重して行うものとする。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条、第二条、第四条第十項、第十三条、第三十九条第二項(第四条第十項に係る部分に限る。)、第四十八条第一項及び第二項(第十三条に係る部分に限る。)、第五十八条並びに附則第八條の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

二 第四条第三項(同項の主務省令に係る部分に限る。以下この号において同じ。)及び第九項、第五條第一項(同項の主務省令に係る部分に限る。以下この号において同じ。)、第六條第一項(同項の主務省令に係る部分に限る。以下この号において同じ。)、第七條(同条の總理府令に係る部分に限る。)、第八條第二項(同項の總理府令に係る部分に限る。)、第十一條第一項(同項の主務省令に係る部分に限る。以下この号において同じ。)、及び第三項、第十二條第一項(同項の主務省令に係る部分に限る。以下この号において同じ。)、及び第二項、第三十條第二項(第四條第三項及び第九項に係る部分に限る。)、第四十條第二項(第五條第一項に係る部分に限る。)、第四十八條第二項(第十一條第一項及び第三項並びに第十二條第一項及び第二項に係る部分に限る。)、次條第二項及び第三項並びに第四項(同條第二項及び第三項に係る部分に限る。))並びに附則第五條の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

(経過措置)

第二條 この法律の施行の際、当該施行により新たに対象事業となる事業(新たに第二種事業となる事業のうち第四條第三項第一号第三十九條第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の措置がとられたものを含む。について、条例又は行政指導等の定めるところに従って作成された次の各号に掲げる書類(この法律の施行に際し次項の規定により指定されたものに限る。)があるときは、当該書類は、それぞれ当該各号に定める書類とみなす。
一 第五十三條第一項第一号に掲げる書類 第

七条の手続を経た方法書

- 二 第五十三條第一項第二号に掲げる書類 第九條の手続を経た同条の書類
 - 三 第五十三條第一項第三号に掲げる書類 第十條第一項の書面
 - 四 第五十三條第一項第四号に掲げる書類 第十六條及び第十七條の手続を経た準備書
 - 五 第五十三條第一項第五号に掲げる書類 第十九條の手続を経た同条の書類
 - 六 第五十三條第一項第六号に掲げる書類 第二十條第一項の書面
 - 七 第五十三條第一項第七号に掲げる書類 第二十一條第二項の評価書
 - 八 第五十三條第一項第八号に掲げる書類 第二十六條第二項の評価書
 - 九 第五十三條第一項第九号に掲げる書類 第二十七條の手続を経た評価書
- 2 前項各号に掲げる書類は、当該書類の作成の根拠が条例又は行政指導等(地方公共団体に係るものに限る。)であるときは環境庁長官が当該地方公共団体の意見を聴いて、行政指導等(国の行政機関に係るものに限る。)であるときは主務大臣が環境庁長官(第一種事業若しくは第二種事業が市街地開発事業として都市計画法の規定により都市計画に定められる場合における当該第一種事業若しくは第二種事業又は第一種事業若しくは第二種事業に係る施設が都市施設として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る第一種事業若しくは第二種事業について当該都市計画を定める都市計画決定権者が環境影響評価その他の手続を行うものとする旨を定める行政指導等)にあつては、建設大臣が主務大臣及び環境庁長官)に協議して、それぞれ指定するものとする。

3 前項の規定による指定の結果は、公表するものとする。

- 4 前三項第一項第一号から第三号まで及び第八号を除く。の規定は、この法律の施行により新たに第四十八條第一項の対象港湾計画となる港湾計画について準用する。この場合において、第一項中「当該施行により新たに対象事業となる事業(新たに第二種事業となる事業のうち第四條第三項第一号第三十九條第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」の措置がとられたものを含む。とあるのは、第四項に規定する港湾計画と、同項第四号中「第十六條及び第十七條の手続を経た準備書」とあるのは、第四十八條第二項において準用する第十六條及び第十七條の手続を経た環境影響評価準備書と、同項第五号中「第十九條」とあるのは、第四十八條第二項において準用する第十九條と、同項第六号中「第二十條第一項」とあるのは、第四十八條第二項において準用する第二十條第一項と、同項第七号中「第二十一條第二項の評価書」とあるのは、第四十八條第二項において準用する第二十一條第二項の港湾環境影響評価書と、同項第九号中「第二十七條の手続を経た評価書」とあるのは、第四十八條第二項において準用する第二十七條の手続を経た港湾環境影響評価書と、第二項中「環境庁長官(第一種事業若しくは第二種事業が市街地開発事業として都市計画法の規定により都市計画に定められる場合における当該第一種事業若しくは第二種事業又は第一種事業若しくは第二種事業に係る施設が都市施設として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る第一種事業若しくは第二種事業について当該都市計画を定める都市計画決定権者が環境影響評価その他の手続を行うものとする旨を定める行政指導等)にあつては、建設大臣が主務大臣及び環境庁長官)と読み替えるものとする。

る施設が都市施設として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る第一種事業若しくは第二種事業について当該都市計画を定める都市計画決定権者が環境影響評価その他の手続を行うものとする旨を定める行政指導等)にあつては、建設大臣が主務大臣及び環境庁長官)とあるのは「環境庁長官」と読み替えるものとする。

- 第三條 第一種事業又は第二種事業であつて次に掲げるもの(第一号から第四号までに掲げるものにあつては、この法律の施行の日(以下この条において「施行日」という。))以後その内容を変更せず、又は事業規模を縮小し、若しくは政令で定める軽微な変更その他の政令で定める変更のみをして実施されるものに限る。について、第二章から第七章までの規定は、適用しない。
- 一 第二條第二項第二号イに該当する事業であつて、施行日前に免許等が与えられ、又は特定届出がなされたもの
- 二 第二條第二項第二号ロに該当する事業であつて、施行日前に同号ロに規定する国の補助金等の交付の決定がなされたもの
- 三 前二号に掲げるもののほか、高速自動車国道法(昭和三十一年法律第七十九号)第五條第一項に規定する整備計画その他法律の規定により定められる国の計画で政令で定めるものに基づいて実施される事業であつて、施行日前に当該国の計画が定められたもの
- 四 前三号に掲げるもののほか、施行日前に都市計画法第七條第一項の規定による公告が行われた同法の都市計画に定められた事業

五 前二号に掲げるもののほか、第二条第二項第二号ハからホまでに該当する第一種事業又は第二種事業であつて、施行日から起算して六月を経過する日までに実施されるもの

2 前項の場合において、当該第一種事業又は第二種事業について施行日前に条例の定めるところに従つて第五十三条第一項各号に掲げる書類のいずれかが作成されているときは、第六十条の規定にかかわらず、当該条例の定めるところに従つて引き続き当該事業に係る環境影響評価その他の手続を行うことができる。

3 第一項各号に掲げる事業に該当する事業であつて、施行日以後の内容の変更(環境影響の程度を低減するものとして政令で定める条件に該当するものに限る。)により第一種事業又は第二種事業として実施されるものについては、第二章から第七章までの規定は、適用しない。

4 前条第一項各号に掲げる事業に該当する第一種事業又は第二種事業を実施しようとする者は、同項の規定にかかわらず、当該事業について、第五十条から第二十七条まで又は第二十一条から第二十七条までの規定の例による環境影響評価その他の手続を行うことができる。

2 第二十八條から第三十一条まで及び第三十二条第二項の規定は、前項の規定により環境影響評価その他の手続を行う対象事業について準用する。この場合において、これらの規定中「事業者」とあるのは、「附則第四条第一項に規定する第一種事業又は第二種事業を実施しようとする者」と読み替へるものとする。

第五条 この法律の施行後に事業者となるべき者は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行後こ

の法律の施行前において、第五条から第十二条までの規定の例による環境影響評価その他の手続を行うことができる。

2 前項に規定する者は、同項の規定により環境影響評価その他の手続を行うこととしたときは、遅滞なく、総理府令で定めるところにより、その旨を主務大臣に届け出るものとする。

3 前項の規定による届出を受けた主務大臣は、遅滞なく、その旨を公告するものとする。

4 前項の規定による公告がされた場合において、第一項に規定する者が第五条から第十二条までの規定の例による環境影響評価その他の手続を行ったときは、この法律の施行後に関係都道府県知事又は関係市町村長となるべき者は、当該規定の例による手続を行うものとする。

5 前項の規定による手続が行われた対象事業については、当該手続は、この法律の相当する規定により施行日に行われたものとみなす。

6 前各項の規定は、この法律の施行後に第四十条第一項の規定により環境影響評価その他の手続を事業者に代わるものとして行う都市計画決定権者となるべき者について準用する。この場合において、第一項中「事業者」とあるのは「第四十条第一項の規定により環境影響評価その他の手続を事業者に代わるものとして行う都市計画決定権者」と、「第五条」とあるのは「第四十条第二項の規定により読み替へて適用される第五条」と、第二項及び第三項中「主務大臣」とあるのは「主務大臣及び建設大臣」と、第四項中「第五条」とあるのは「第四十条第二項の規定により読み替へて適用される第五条」と読み替へるものとする。

(政令への委任)

第六条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置に關する事項は、政令で定める。

(検討)

第七條 政府は、この法律の施行後十年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(環境庁設置法の一部改正)

第八條 環境庁設置法(昭和四十六年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第四條第六号の次に次の一号を加える。

六の二 環境影響評価法(平成九年法律第 号)の施行に關する事務を處理すること(他の行政機關の所掌に屬するものを除く。)

理由

現在及び将来の國民の健康で文化的な生活の確保に資するため、規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業に關し、その実施が環境に及ぼす影響について調査、予測及び評価等を行う環境影響評価を事業者が行うとともに、その方法及び結果について地方公共団体の長、事業の実施に係る免許等を行う者その他の環境の保全の見地からの意見を有する者がその意見を述べするための手続等を定め、その手続等によつて行われた環境影響評価の結果を事業の内容に關する決定に反映させるための措置を講ずる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

環境影響評価法案(内閣提出)に關する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、現在及び将来の國民の健康で文化的な生活の確保に資するため、規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業に關し、その実施が環境に及ぼす影響について調査、予測及び評価等を行う環境影響評価を事業者が行うとともに、その方法及び結果について地方公共団体の長、事業の実施に係る免許等を行う者その他の環境の保全の見地からの意見を有する者がその意見を述べるための手続等を定め、その手続等によつて行われた環境影響評価の結果を事業の内容に關する決定に反映させるための措置を講ずることにより、その事業に係る環境の保全について適正な配慮がなされることを確保しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 この法律案は、事業者が事業の実施に当たりあらかじめ環境影響評価を行うことが、環境の保全上極めて重要であることにかんがみ、規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業について環境影響評価が適切かつ円滑に行われるための手続その他所要の事項を定めるものとする。

2 対象とする事業について、国の立場からみて一定の水準が確保された環境影響評価を行わせる必要のある事業として、第一種事業及び第二種事業の二つの類型を設け、第一種事業とは、必ず環境影響評価を行うこととする事業であつて、道路、ダム、鉄道、飛行場、発電所等の事業のうち、その規模が大きく、

環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるものをいう。また、これらに準ずる規模を有するものについても第二種事業として位置付け、これらについて環境影響の程度が著しいものとなるおそれの有無を具体的事業ごとに判定する手続を設け、その程度が著しい場合には、この法律の規定に基づき環境影響評価その他の手続を行わなければならないものとする。

3 事業者は、対象事業に係る環境影響評価を行う方法について環境影響評価方法書を作成し、公告・縦覧を行い、環境の保全の見地からの意見を有する者がこれを述べることができるとするとともに、関係都道府県知事は関係市町村長の意見を聴いた上で、環境の保全の見地から意見を述べらなければならないものとする。

事業者は、これらの意見が述べられた後に環境影響評価の方法を定め、それにより環境影響評価を行わなければならないものとする。

4 事業者は、環境影響評価を行った後、その結果について環境の保全の見地からの意見を聴くための準備として環境影響評価準備書を作成し、公告・縦覧を行い、これについて説明会を開催することとし、準備書について環境の保全の見地からの意見を有する者はその意見を述べることができることとする。また、関係都道府県知事は関係市町村長の意見を聴いた上で、環境の保全の見地からの意見を述べらなければならないものとする。

5 事業者は、これらの意見が述べられた後に環境影響評価準備書の記載事項に検討を加

え、必要な措置を講じ、その結果について環境影響評価書を作成しなければならないこととする。事業者は、環境影響評価書を免許等を行う者へ送付し、これらの者はこれに對し環境の保全の見地からの意見を述べることができるとする。この際、当該環境影響評価書は環境庁長官にも送付され、環境庁長官は必要に応じ環境の保全の見地からの意見を述べることができるとする。事業者は、これらの意見が述べられた後、環境影響評価書の記載事項に検討を加え、所要の補正を行い、これを公告・縦覧することとする。

6 事業者は、環境影響評価書の公告を行うまでは、対象事業の実施をしてはならない旨を定めるとともに、環境影響評価の結果を免許等の審査に反映させるため、環境の保全の配慮についての審査に係る所要の規定を設けることとする。また、事業者も、環境の保全に於ける適正な配慮をして当該対象事業を実施しなければならないものとする。

7 都市計画に定められる対象事業等に関する特例、港湾計画に係る環境影響評価その他の手続、発電所についてのこの法律案と電気事業法との関係、及び地方公共団体の行う環境影響評価に関する施策との関係等について、所要の規定を設けることとする。

8 施行期日等
(一) この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するもの等とする。
(二) その他所要の規定の整備を行うものとする。

二 議案の可決理由

本案は、現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に資するため、規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業に關し、その実施が環境に及ぼす影響について調査、予測及び評価等を行う環境影響評価を事業者が行うとともに、その方法及び結果について地方公共団体の長、事業の実施に係る免許等を行う者その他の環境の保全の見地からの意見を有する者がその意見を述べるための手続等を定め、その手続等によって行われた環境影響評価の結果を事業の内容に關する決定に反映させるための措置を講ずることにより、その事業に係る環境の保全について適正な配慮がなされることを確保しようとするもので、その趣旨は妥当と認め、これを原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に對し、新進党、民主党及び太陽党の三党共同提案に係る修正案並びに日本共産党提案に係る修正案がそれぞれ提出されたが、いずれも否決された。
また、本案に對し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。
右報告する。

平成九年四月二十五日

環境委員長 佐藤謙一郎
衆議院議長 伊藤宗一郎殿

(別紙)

環境影響評価法案に對する附帯決議
政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。
一 環境影響評価に關する手続が適切かつ円滑に

行われ、事業の実施に際し環境保全について適正な配慮がなされるよう、本委員会での論議等を踏まえ、事業者、地方公共団体及び国民に對し、あらゆる手段、機会を通じて本法の趣旨の周知、徹底を図ること。

二 第一種事業に係る判定は、科学的かつ客観的な基準に基づき、法の趣旨を踏まえ、適切に行われるよう努めること。この場合、地域の特性を踏まえた運用が行われるよう、都道府県知事が意見を述べるに際して必要に応じ市町村長の意見を求めることができることなど法の趣旨の徹底に努めること。

三 準備書及び評価書に複数案の検討状況、実施すべき事後調査事項等をわかりやすく記載されるようにすること。

また、評価書へ記載された環境保全措置、事後調査措置が法律に違反して実行されなかった場合には適切な措置を講ずること。

四 事業者が実施する環境影響評価の結果を的確に審査し、制度の信頼性を高めるため、環境庁における審査体制の充実・強化を図ること。

また、環境庁長官の意見形成に当たっては、当該事業について専門的な知識、科学的知見等を有する学識経験者及び審議会等を積極的に活用して環境保全に万全を期するとともに、その過程及び結果の透明性の確保に努めること。

五 免許等を行う者等が審査等を行うに際しては、環境庁長官の意見を十分反映させること。

六 本法による環境影響評価の実効ある運用を確保するためには、関連する法律の適正な運用と十分な情報公開が必要であることに鑑み、環境影響評価のそれぞれの段階に係る情報の公開に努めること。

七 地方公共団体において定着し、相応の効果をあげている環境影響評価制度の運用の実績を尊重し、知事意見の形成に際し公聴会や審査会の活用が可能であることなど法の趣旨を徹底し、地方公共団体の意見が十分に反映され、地域の実情に即した環境影響評価が行われるよう、地方公共団体との適正な役割分担による総合的な環境影響評価制度の運用に万全を期すること。

八 環境庁長官が定める基本的事項及び主務省令で定める指針については国民に理解されやすい内容となるように作成するとともに、技術の進展に即応して最新の科学的知見を踏まえた環境影響評価が実施されるよう、基本的事項及び指針を柔軟に見直していくこと。また、本制度全般に關して、その実施状況を見ながら、法施行後一〇年以内であっても、適宜適切に制度の改善を図ること。

九 上位計画や政策における環境配慮を徹底するため、戦略的環境影響評価についての調査・研究を推進し、国際的動向や我が国での現状を踏まえて、制度化に向けて早急に具体的な検討を進めること。

十 環境影響評価の適切かつ円滑な実施には、技術手法、過去の事例、地域環境の現状などの情報の活用が極めて重要であることにかんがみ、電子媒体の活用等、環境影響評価に関する情報の収集・整理・提供に努めること。

十一 我が国の事業者が海外において実施する事業については、環境基本法及び本法の趣旨を尊重しつつ適切な環境配慮がなされるよう指導するとともに、政府開発援助に係る事業など海外における事業についても、国際協力事業団等が

策定したガイドラインに沿ってなお一層的確な環境影響評価を実施し、適正な環境配慮がなされるように努めること。

十二 本決議事項及び本委員会での論議を十分踏まえて、政令、省令及び基本的事項を制定すること。

十三 地球温暖化の防止に關し、西暦二〇〇〇年以降に先進国が講ずべき政策等について国際合意を目指す地球温暖化防止京都会議(気候変動枠組条約第三回締約国会議)が実質的な成果を収めるよう、政府は、国内での取組及び国際合意形成に最大限努めること。

放送大学学園法の一部を改正する法律案

右国会に提出する。

平成九年二月二十五日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

放送大学学園法の一部を改正する法律

放送大学学園法(昭和五十八年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

第二十条第三項中「前二項を」「前三項」に改め、

同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項各号に掲げる」を「前二項に規定する」に、「同項第一号」を「第一項第一号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 学園は、前項各号に掲げる業務を行うほか、放送法第二条第三号の五に規定する委託放送業務(前項第二号の業務に係る放送番組を委託して放送させるものに限る。)を行うことができる。

第四十三条第二項第一号中「第二十条第三項を」「第二十条第四項」に改める。

第四十四条中「十万円を」「三十万円」に改める。
第四十五条中「十万円を」「二十万円」に改める。
第四十六条中「五万円を」「十万円」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

(罰則に關する経過措置)

2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(放送法の一部改正)

3 放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五十条の二」を「第五十条の二」第五十条の四に改める。

第五十条の二の見出し中「編集等」の下に「に關する通則等の適用」を加え、同条第一項中「及び第六条の二を」、第六条の二、第五十二条の十三第一項第五号(イからハまでに係る部分に限る。)、第五十二条の十五第二項、第五十二条の十八、第五十二条の二十及び第五十二条の二十八に改め、同条第二項を次のように改める。

2 委託放送業務を行う場合における学園について第三條の二第一項及び第三項、第四條第一項及び第二項、第六條並びに第五十二條の二十六の規定(次項に規定する場合にあつては、第三條の二第一項及び第三項の規定を除く。)を適用する場合においては、第三條の二第一項及び第三項中「国内放送」とあるのは「委託国内放送」と、同項中「放送」とあるのは「放送の委託」と、第四條第一項中「した」とあるのは「委託して行わせた」ということ、「放送をした事項」とあるのは「委託して放送を行わせた事項」と、「しなければならぬ」とあるのは「委託して行わなければならない」と、同条第二項中「その」とあるのは「その委託して行わせた」と、第六條中「してはならない」とあるのは「委託して行わせてはならない」と、第五十二條の二十六中「第五十二條の二十の規定による業務の廃止の届出を受けたとき」とあるのは「第五十条の三第三項において準用する同条第一項の規定により委託放送業務の廃止の認可をしたとき」と読み替へるものとする。

第五十条の二に次の一項を加える。

3 受託内外放送を委託して行わせる場合における学園については、当該受託内外放送を受託国内放送とみなして第三條の二第一項及び第三項の規定を適用する。この場合において、同条第一項及び第三項中「国内放送」とあるのは「受託国内放送」と、同項中「放送」とあるのは「放送の委託」と読み替へるものとする。

第二章の二中第五十条の二の次に次の二条を加える。

(放送等の休止及び廃止)

第五十条の三 学園は、郵政大臣の認可を受けなければ、その放送局を廃止し、又はその放送を十二時間以上休止することができない。ただし、不可抗力による場合は、この限りでない。

2 学園は、その放送を休止したときは、前項の認可を受けた場合を除き、遅滞なくその旨を郵政大臣に届け出なければならない。

3 前二項の規定は、学園が委託放送業務を行う場合における当該委託放送業務の廃止又は休止について準用する。

(広告放送等の禁止)

第五十条の四 学園は、他人の営業に関する広告の放送をしてはならない。

2 前項の規定は、放送番組編集上必要であつて、かつ、他人の営業に関する広告のためにするものでないと認められる場合において、著作者又は営業者の氏名又は名称等を放送することを妨げるものではない。

3 前二項の規定は、学園が委託放送業務を行う場合について準用する。この場合において、第一項中「放送」とあるのは「放送の委託」と、前項中「名称等を放送する」とあるのは「名称等の放送を委託して行わせる」と読み替えるものとする。

第五十三条の十 第一項第二号中「及び第五十条の二第二項を削り、「譲渡等の認可」の下に「第五十条の三第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)(放送等の廃止又は休止の認可)」を加える。

第五十五条第二号中「及び第五十条の二第二項」を削り、「若しくは第四十七条第一項」を「、第四十七条第一項若しくは第五十条の三第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)」に改める。

第五十八条中「若しくは第四十三条第二項」を「、第四十三条第二項」に改め、「及び第五十条

の二第二項を削り、「含む。」の下に「若しくは第五十条の三第二項(同条第三項において準用する場合を含む。)」を加える。

理 由

生涯学習の機会に対する広範な国民の要請にこたえるため、放送大学の放送番組を委託して放送させる業務である委託放送業務を放送大学学園ができるようにするとともに、これに伴って放送法の関係規定の整備を行う等の必要がある。これがこの法律案を提出する理由である。

放送大学学園法の一部を改正する法律案
(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、生涯学習の機会に対する広範な国民の要請にこたえ、新たに通信衛星による放送を利用して全国に視聴の機会を提供できるようにするため、放送大学学園が通信衛星による放送を行う者に放送大学の放送番組を委託して放送させることができるようにしようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 1 放送大学学園が、放送法に規定する委託放送業務を行うことができることとする。
- 2 放送大学学園法の規定に違反した行為に対する罰金及び過料の引上げを行うこと。
- 3 この法律は、公布の日から施行すること。
- 4 その他放送大学学園が委託放送業務を行うに当たつての放送法の関係規定を整備すること。

二 議案の可決理由

本案は、生涯学習の機会に対する広範な国民

の要請にこたえるうえで妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。
右報告する。

平成九年四月二十五日

文教委員長 二田 孝治

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

平成九年五月六日 衆議院會議録第三十一号

四〇

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	〒一〇五 東京都港区 虎ノ門二丁目一番四号
大蔵省印刷局	
電話	03 (3587) 4294
定価	本号一 部二 二〇 四 別